

第6次山口県男女共同参画基本計画 (素案)

令和7年(2025年)11月

山 口 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の期間	1

第2章 計画策定の背景

1 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化	
(1) 人口等の現状	2
(2) 労働環境をめぐる状況	6
(3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況	8
(4) 女性の活躍に関する状況	9
(5) 困難な問題を抱える人々の状況	11
(6) 男女間の暴力に関する状況	13
2 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き	
(1) 国の動き	16
(2) 本県の動き	19
3 男女共同参画に関する県民の意識	20
4 男女間の暴力等に関する県民の認識等	32

第3章 第6次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

1 計画の目指す方向	37
2 計画の構成	37
3 計画における3つの基本目標の考え方	38
4 施策体系	39

第4章 計画の重点項目

基本目標I 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	40
重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	45
重点項目3 地域における男女共同参画の推進	48

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目 4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革 51

重点項目 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 54

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目 6 あらゆる暴力の根絶 56

重点項目 7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 61

重点項目 8 生涯を通じた男女の健康の支援 65

第5章 計画の推進 68

○第6次山口県男女共同参画基本計画の目標指標一覧 70

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

県では、平成12（2000）年10月に施行した「山口県男女共同参画推進条例」及び平成14（2002）年3月に策定した「山口県男女共同参画基本計画」（平成19年、平成23年、平成28年、令和2年改定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組んできました。

これまでの取組により、男性の育児休業の取得率の増加や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、家庭や職場、地域社会などにおける男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が高いなど、依然として不平等感が強いことがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、家族形態の変化、共働き世帯の増加、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数の増加、デジタル化の推進、国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援新法」という。）や「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」の施行、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）の改正など、近年の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化や国の動向に対応し、基本計画の見直しを実施するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づき策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に基づく都道府県基本計画、「女性支援新法」に基づく都道府県基本計画として位置付けます。

また、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画として位置付け、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「やまぐち産業労働プラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携しながら施策を推進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、男女共同参画に関する施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。また、国の男女共同参画基本計画とともに、市町男女共同参画計画の基準となることを期待します。
- (3) 県民、関係機関・団体、事業者に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待します。
- (4) 県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組む計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

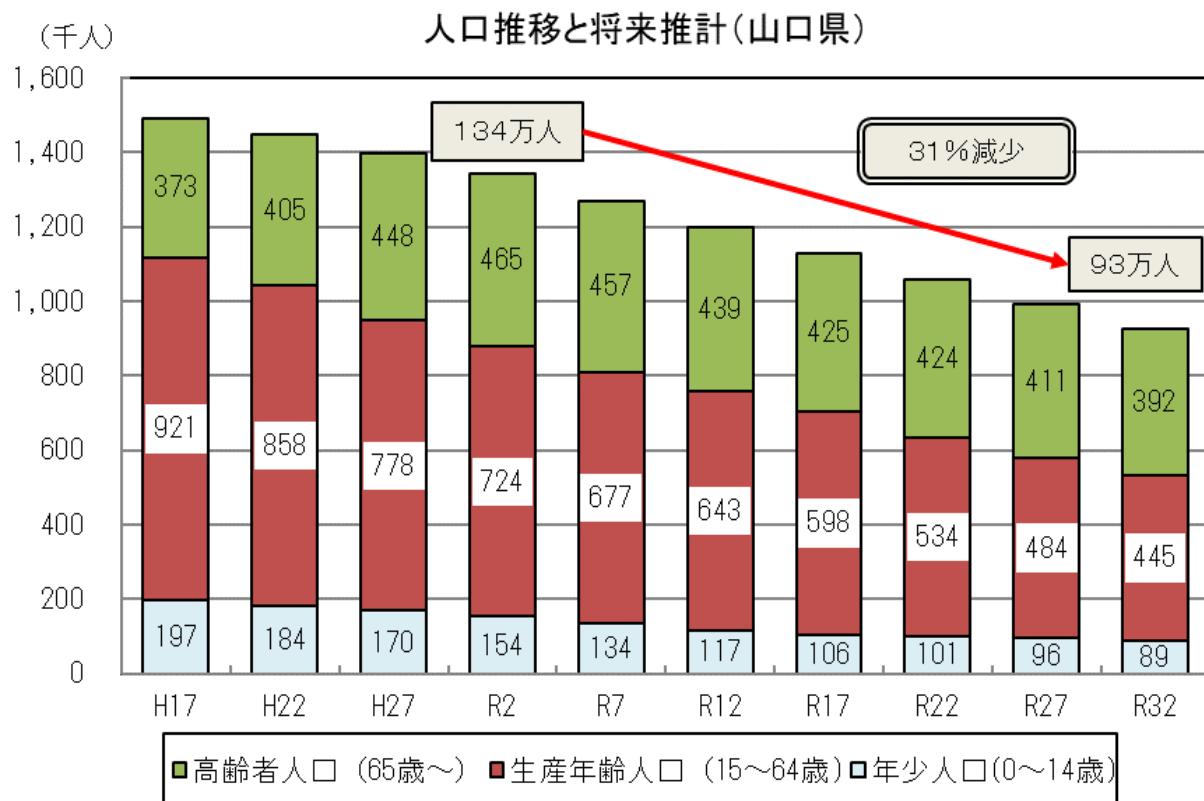
(1) 人口等の現状

① 人口の減少

本県の人口は、昭和 60（1985）年以降減少を続け、令和 2（2020）年では 134 万 3 千人まで減少しています。

また人口減少率はさらに拡大し、令和 2（2020）年から令和 32（2050）年までに約 41 万人（31%）減少する見込みです。

就職や進学等を理由に若い世代が県外に流出するなどの社会減に加え、出生数の減少による自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況になっています。

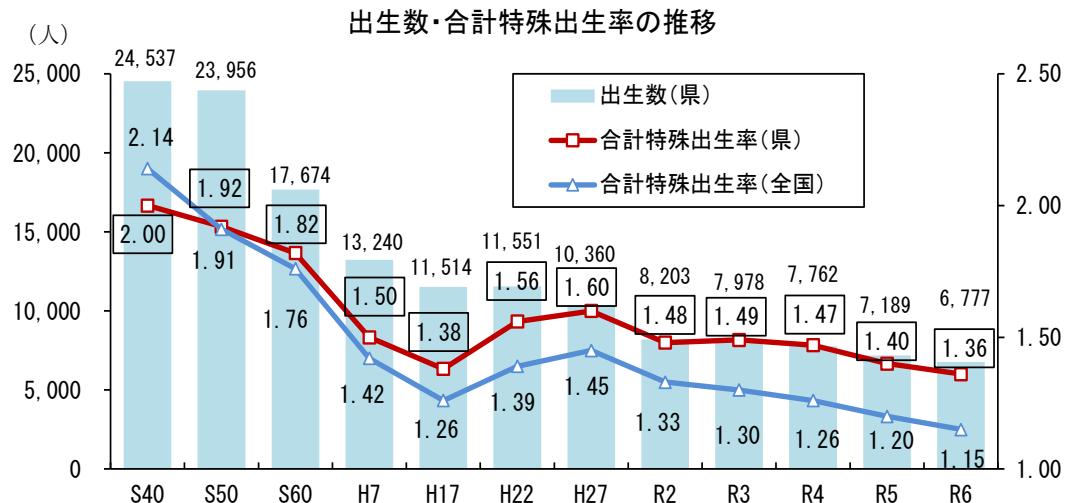


[資料]令和 2 年以前：国勢調査、令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

② 少子化の進行

本県の出生数は減少傾向が続き、令和 6 (2024) 年に生まれた子どもの数は 6,777 人となり、昭和 60 (1985) 年 (17,674 人) より、約 62% 減少しています。

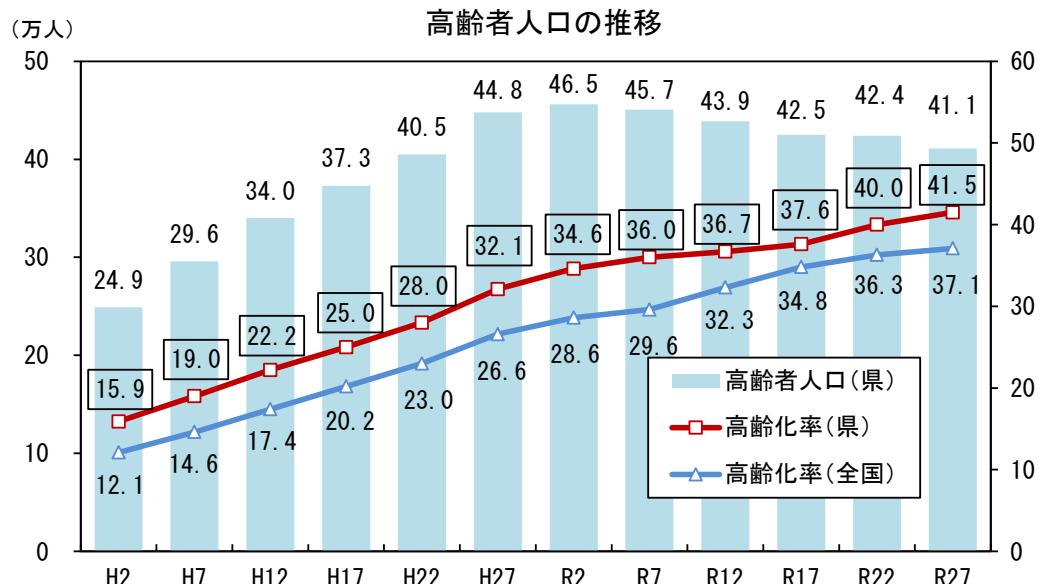
また、令和 6 (2024) 年の合計特殊出生率についても、1.36 と全国平均の 1.15 を上回っていますが、人口置換水準(人口を維持していくために必要な水準)の 2.07 を大幅に下回っています。



③ 高齢化の進行

本県の高齢化率 (65 歳以上の高齢者のが総人口に占める割合) は、令和 6 (2024) 年には 35.5% (全国 29.3%) と、全国に大きく先行して高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は令和 2 (2020) 年をピーク (46 万 5 千人) に緩やかに減少に転ずることが予想されていますが、年少人口 (0 ~ 14 歳) や生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) の減少が大きいことから、令和 27 (2045) 年には高齢化率が 41.5% となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。



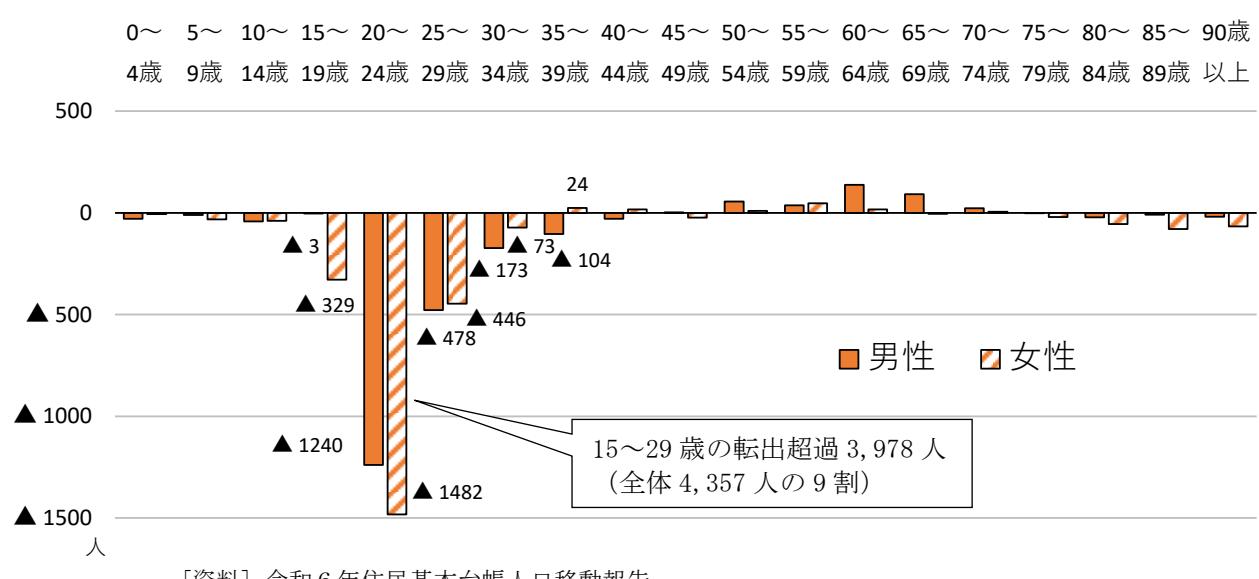
[資料]令和 2 年以前：国勢調査、令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

④ 女性、若者を中心とした県外への流出

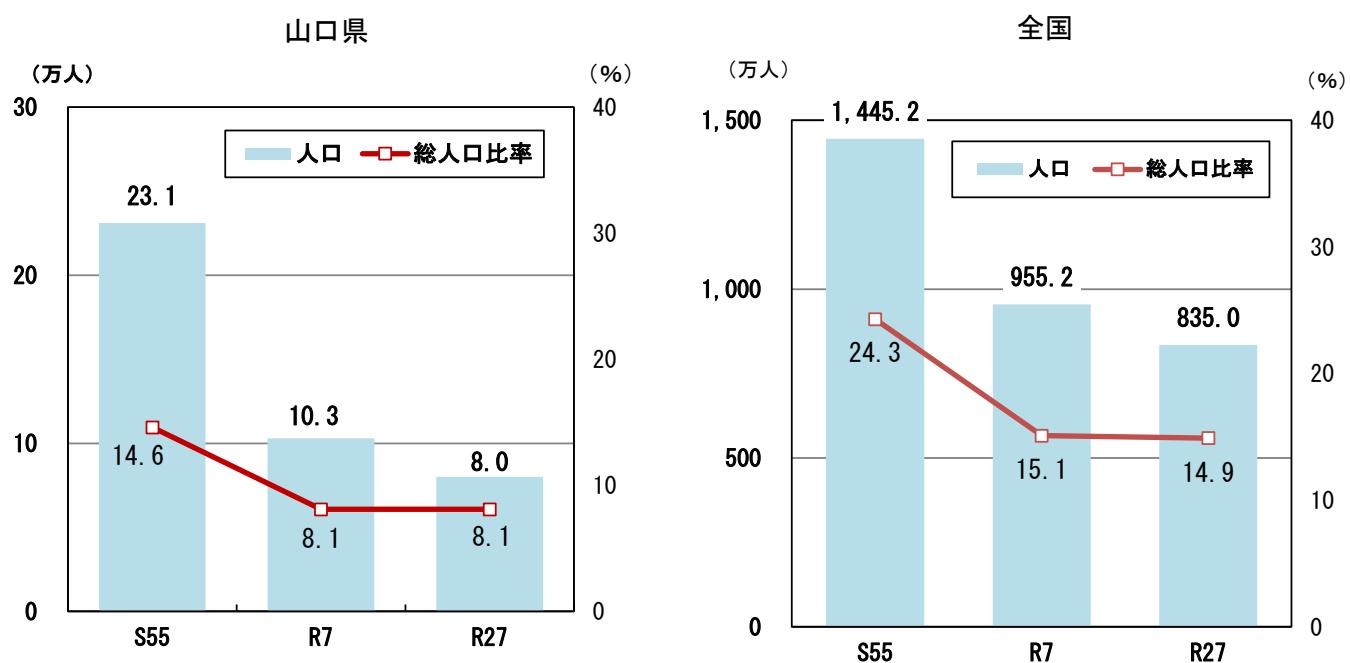
本県では、若者を中心に進学や就職による県外流出が一貫して続いている。特に、15歳から29歳の若者の県外への転出が顕著であり、全体の転出超過数の約9割となっています。

また、20歳から39歳の女性の人口は令和7（2025）年時点で、昭和55（1980）年と比べて55%減少し、令和27（2045）年には更に22%減少する見込みであり、全国に比べて、減少幅が大きくなっています。

山口県における年齢別人口の社会増減の状況



20～39歳の女性人口の推移

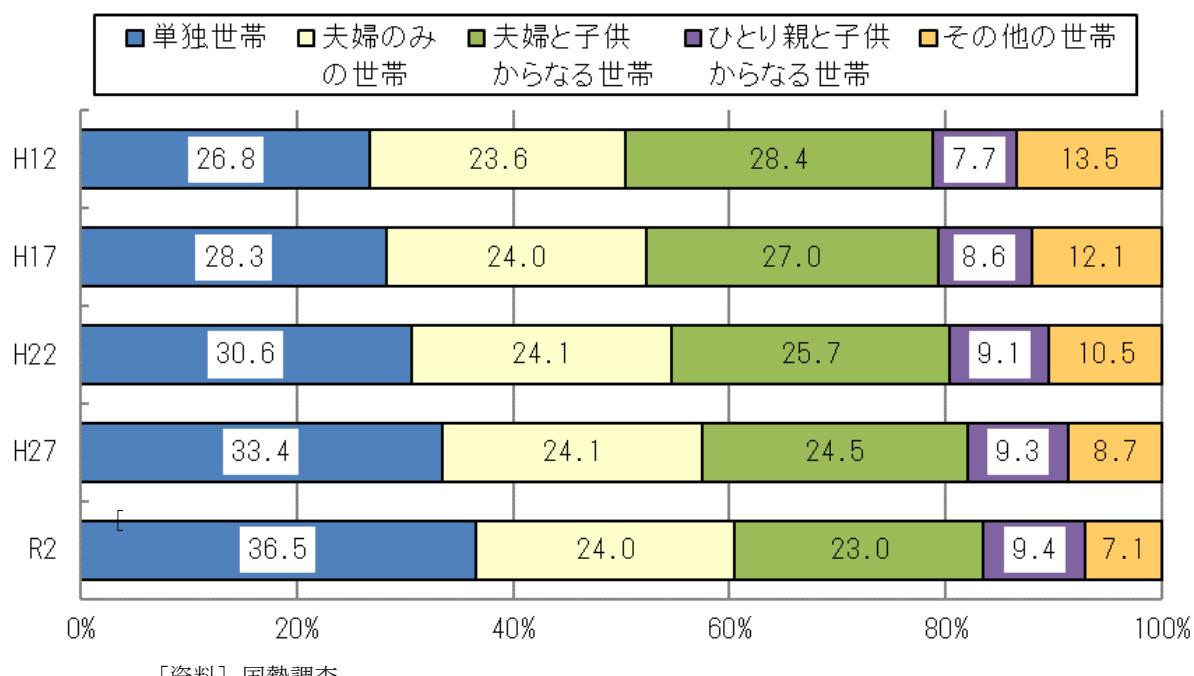


⑤ 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

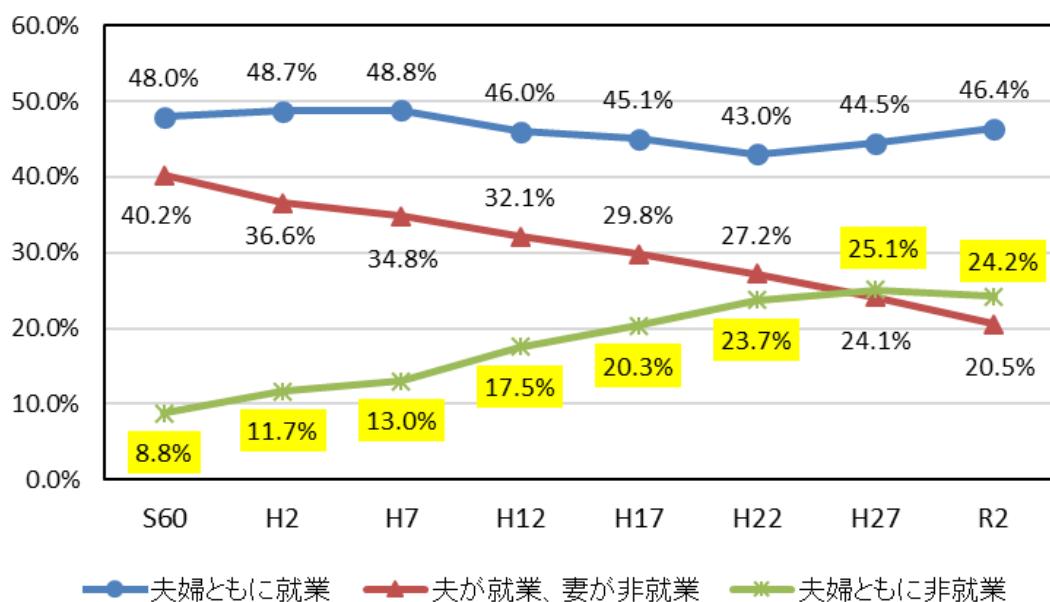
また、夫婦とも就業している共働き世帯の割合が多く、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合の2倍以上となっています。

一般世帯の家族類型別割合の推移(山口県)



[資料] 国勢調査

一般世帯に占める共働き世帯の割合(山口県)



[資料] 国勢調査

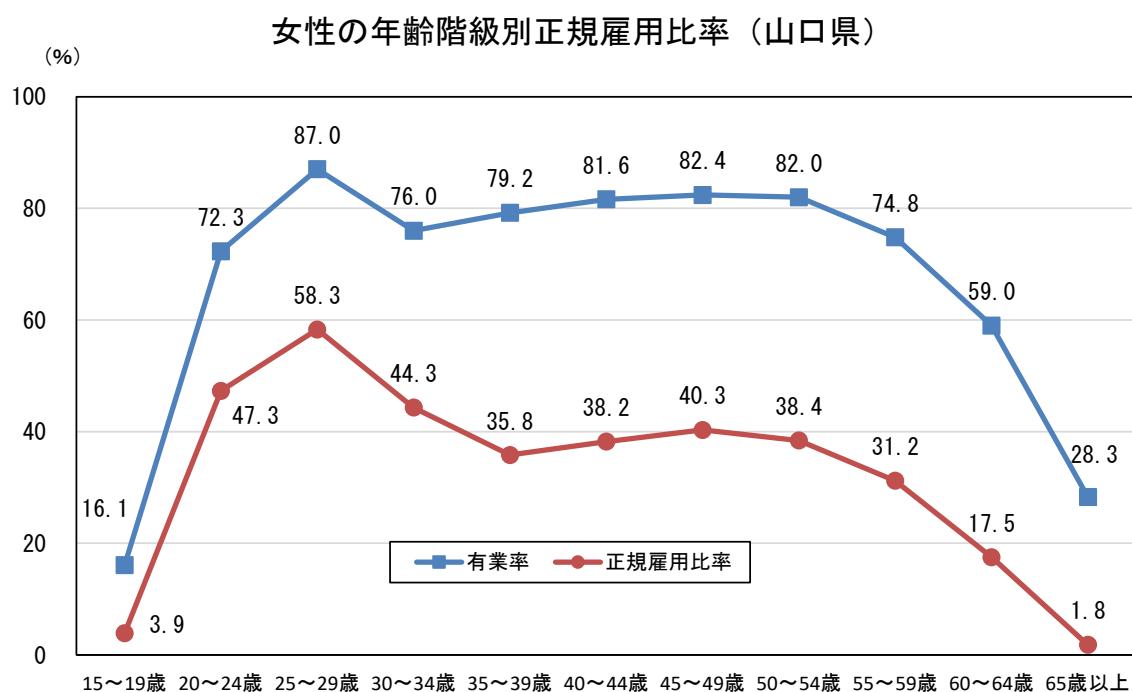
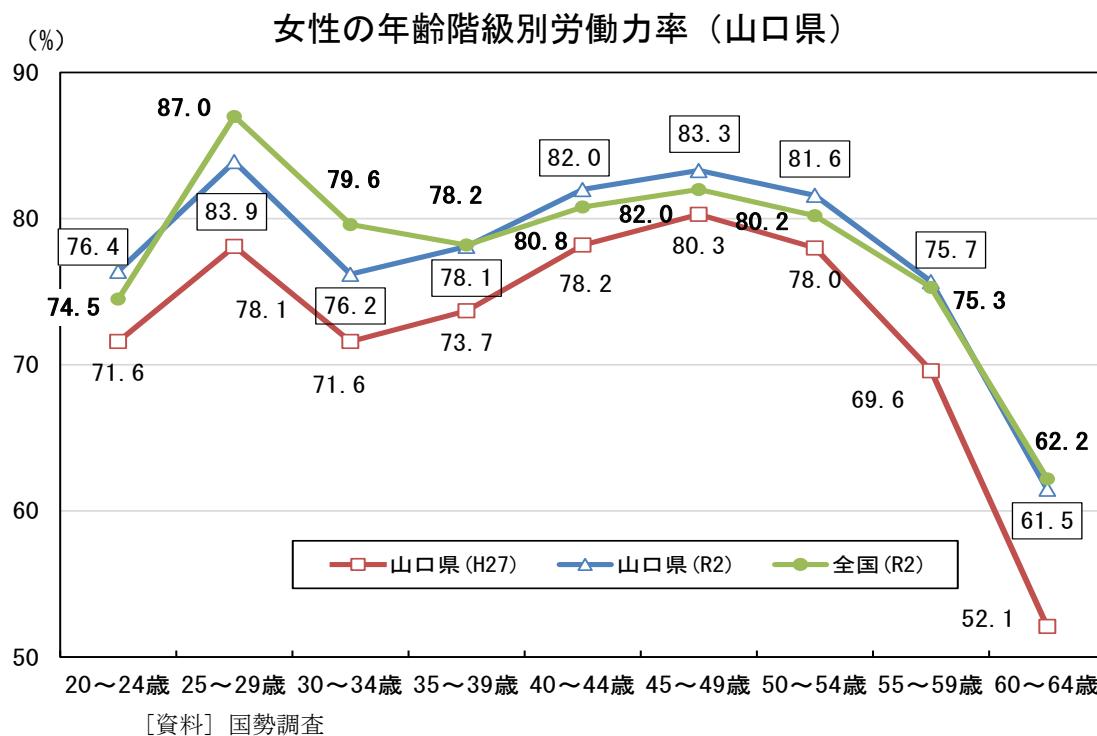
(2) 労働環境をめぐる状況

① 女性の就業をとりまく環境

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、社会参加意識の高まりなどにより、本県の雇用者に占める女性の割合は増えています。

出産、育児等の理由から30歳代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進みつつありますが、全国より20歳代後半から30歳代前半の労働力率は低くなっています。

また、女性の正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下していますが、40歳代では増加の傾向がみられます。

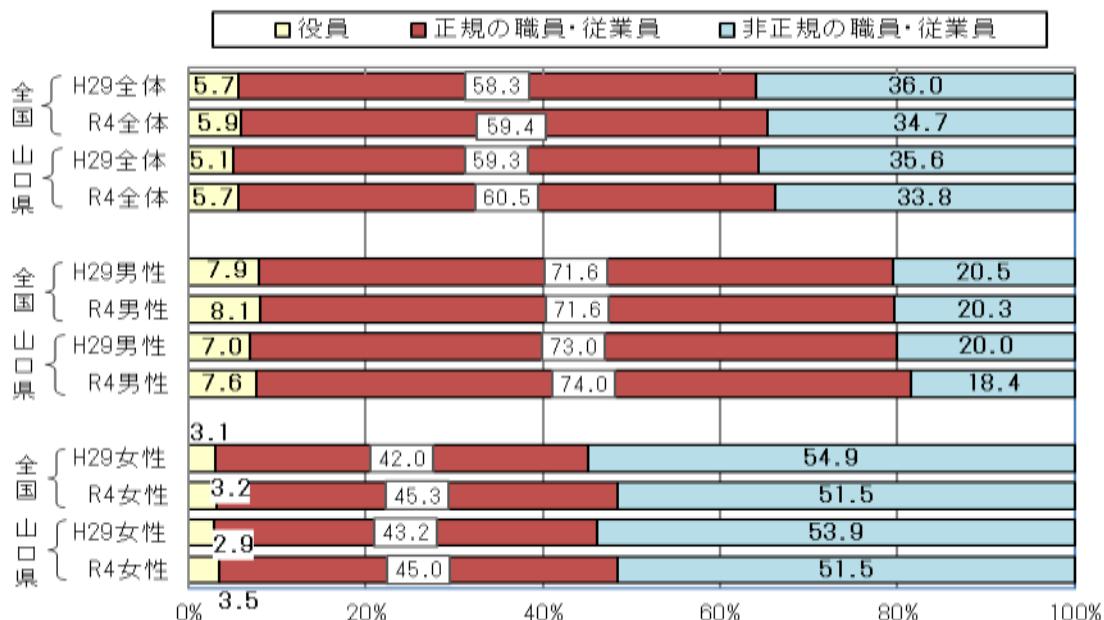


② 雇用をとりまく環境

本県の雇用形態をみると、近年、正社員比率の増加と非正規雇用の割合の低下という傾向が見られますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高い状況となっています。

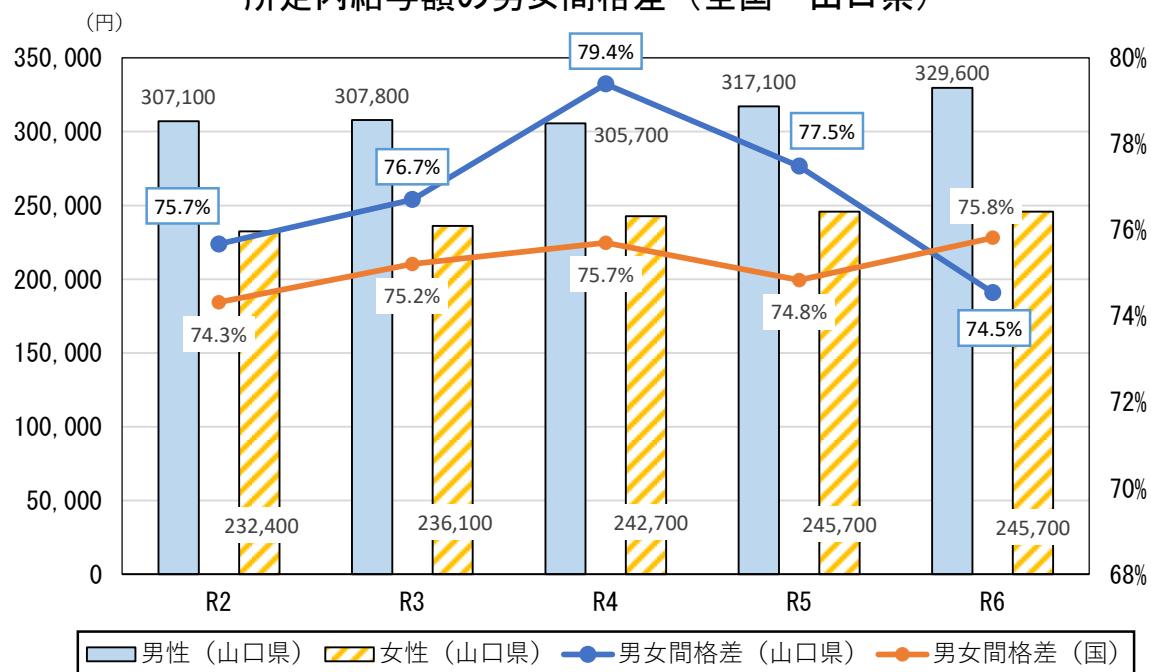
また、男性と女性の給与水準を比較すると、全国、本県とも、男性の給与水準と比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いています。

雇用形態別の割合（全国・山口県）



[資料] 平成 29 年, 令和 4 年就業構造基本調査

所定内給与額の男女間格差（全国・山口県）



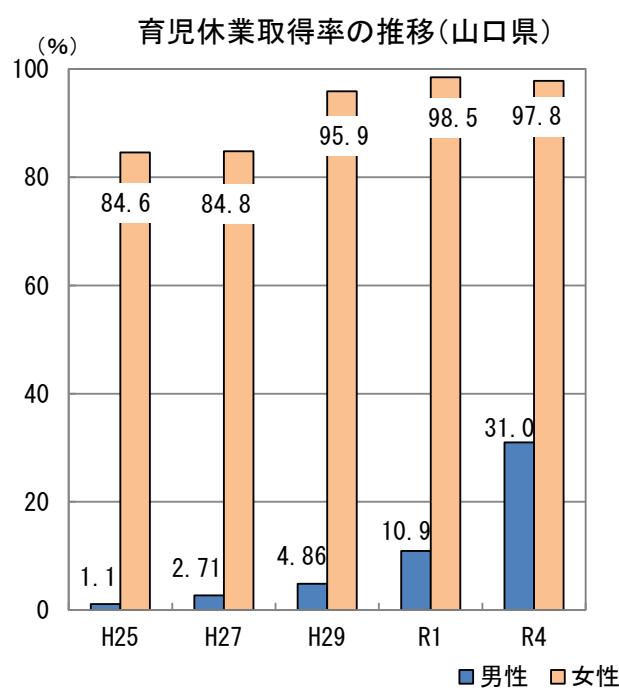
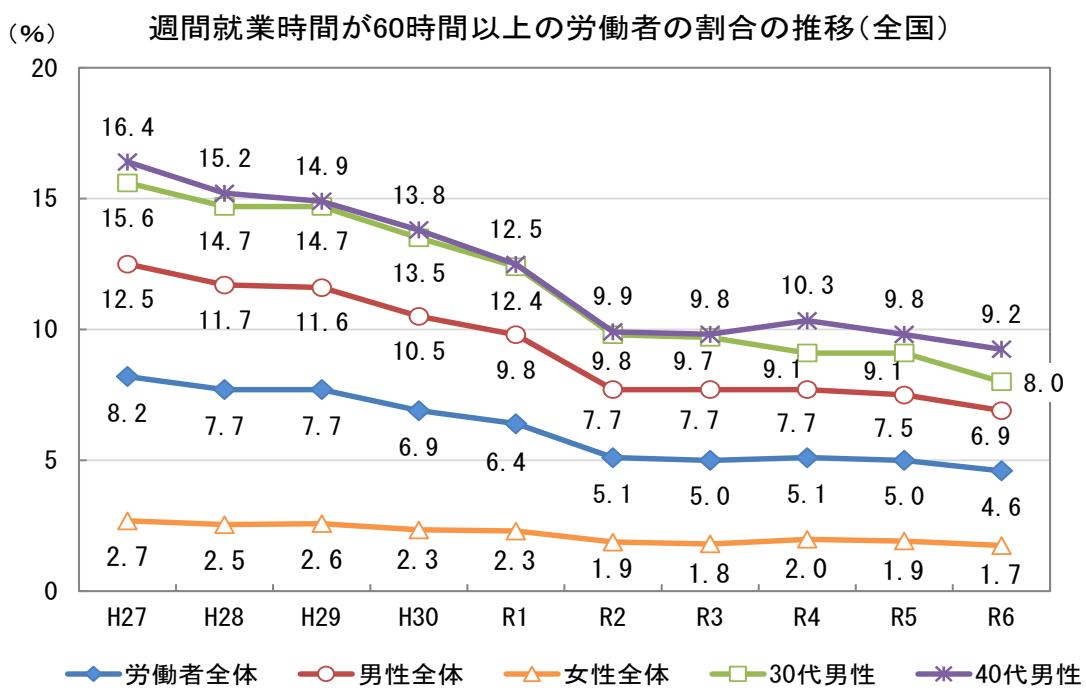
[資料] 賃金構造基本統計調査

※男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準 (注)短時間労働者を除く

(3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、令和6（2024）年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は4.6%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代、40歳代男性では労働者全体の約2倍と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

また、本県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性と比較すると依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、女性と比較するとかなり少ない状況です。



6歳未満の子供がいる世帯の家事・育児時間（令和3年）

	山口県		全国	
	男性	女性	男性	女性
家事	25分（33位）	204分（3位）	30分	178分
育児	41分（46位）	242分（11位）	65分	234分

※1日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物

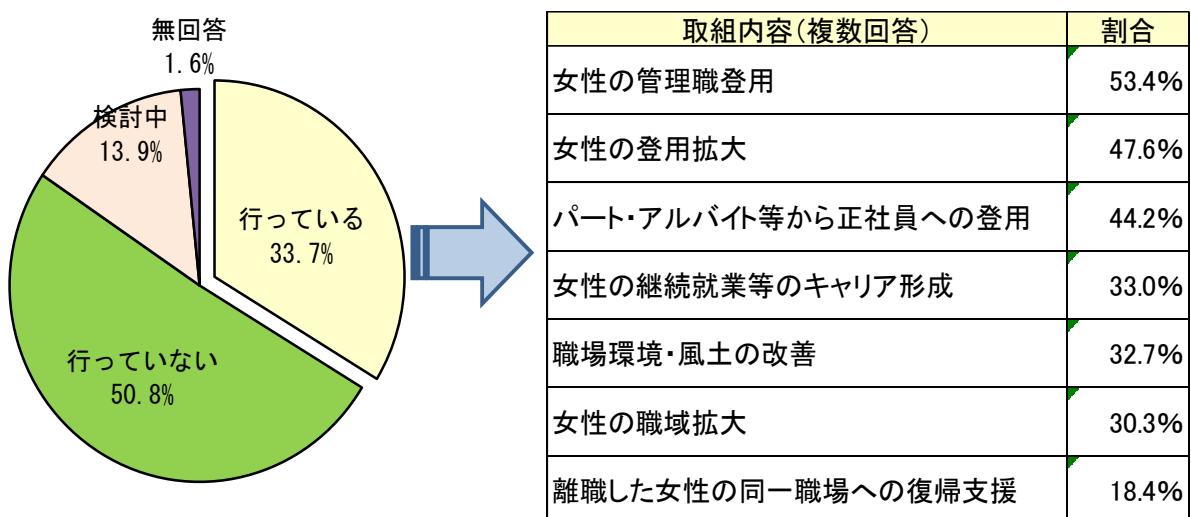
[資料] 社会生活基本調査 ※（ ）内は全国順位

(4) 女性の活躍に関する状況

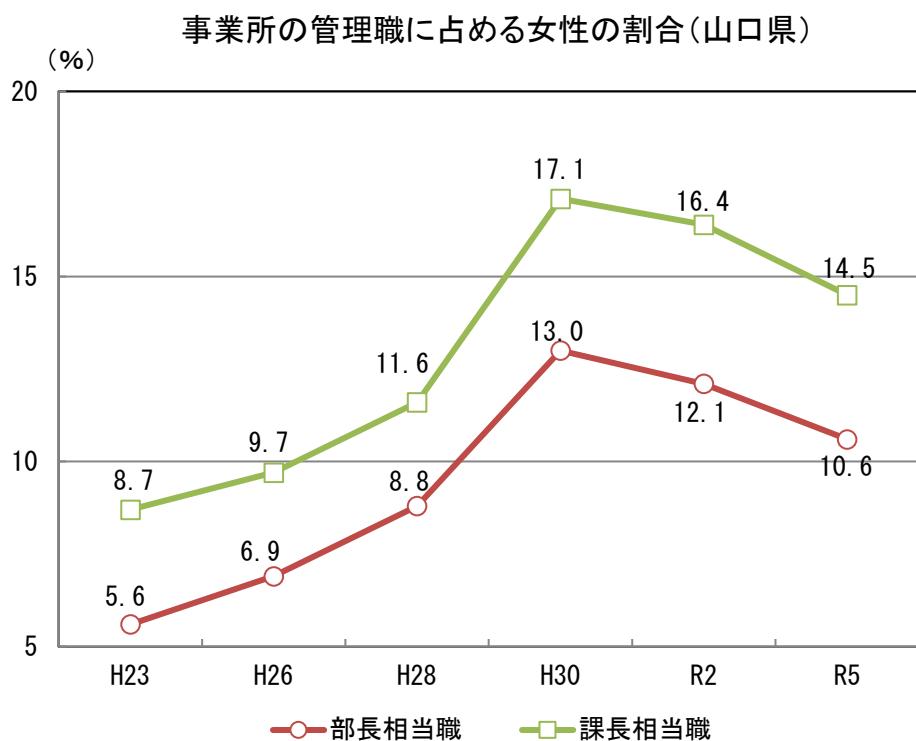
本県では、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、約3割にとどまっています。また、事業所の管理職に占める女性割合を役職別にみると、各役職において、平成30年以降減少傾向にあります。

一方、県職員の課長級以上に占める女性職員の割合は年々増加しています。

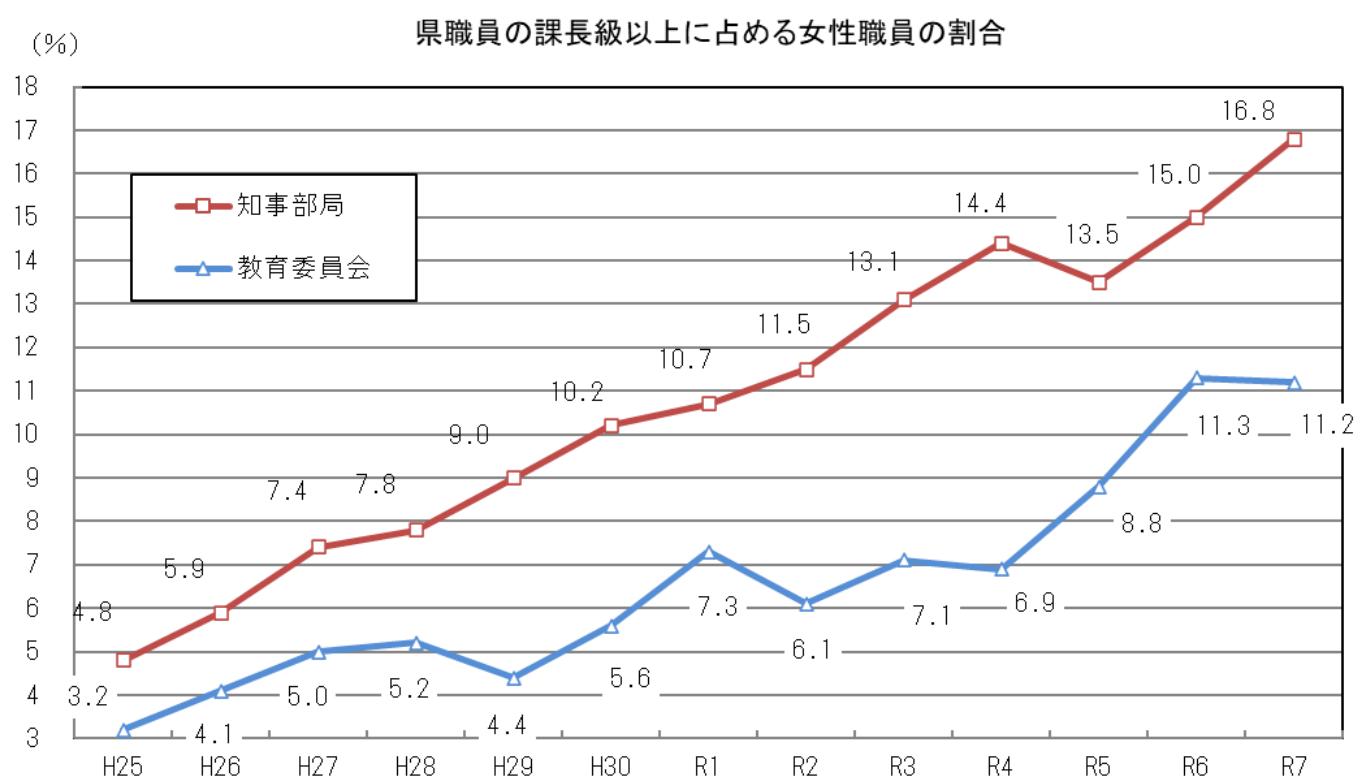
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合（山口県）



[資料] 令和5年度県働き方改革推進実態調査



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査



※ 各年4月1日現在の数値

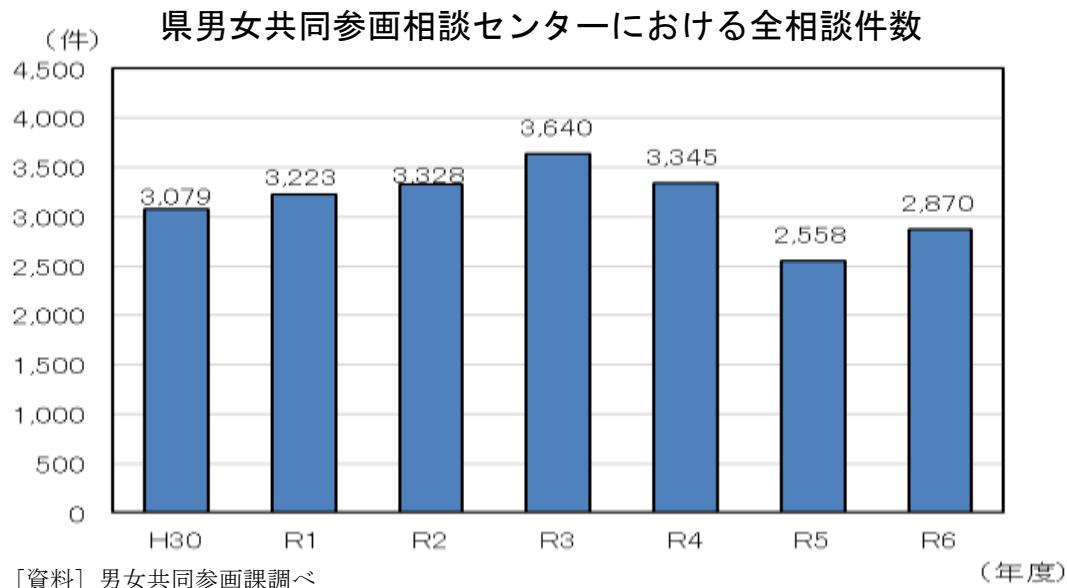
[資料] 男女共同参画課調べ

(5) 困難な問題を抱える人々の状況

①男女共同参画相談センターへの相談件数

県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受けており、平成30(2018)年度以降の相談件数は年間3,000件を超えていたところですが、近年は3,000件未満で推移しています。

また、相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係や親族関係など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。



県男女共同参画相談センターにおける相談内容別件数

相談内容	年度					
	R2	R3	R4	R5	R6	
人間関係	配偶者関係	444	495	440	443	455
	子ども関係	26	40	42	26	43
	親族関係	58	69	55	45	132
	交際相手関係	50	27	23	41	23
	男女関係	32	29	20	19	11
	ストーカー被害	6	9	5	5	8
	家庭不和	57	20	42	36	13
経済関係	その他	405	322	368	337	333
	生活困窮	2	4	1	7	3
	サラ金・借金	1	0	1	1	1
	求職	1	5	4	0	0
医療関係	その他	7	4	2	6	2
	病気	12	8	13	7	4
	精神的問題	1,714	1,595	1,343	900	1,117
	妊娠・出産	3	1	2	1	2
	その他	5	5	3	4	1
その他	計	505	1,007	981	680	722
	計	3,328	3,640	3,345	2,558	2,870

[資料] 男女共同参画課調べ

②男女共同参画相談センターにおける一時保護

県男女共同参画相談センターでの一時保護件数は、近年20件程度で推移しています。

被保護者のほとんどは、DV被害者とその同伴児です。

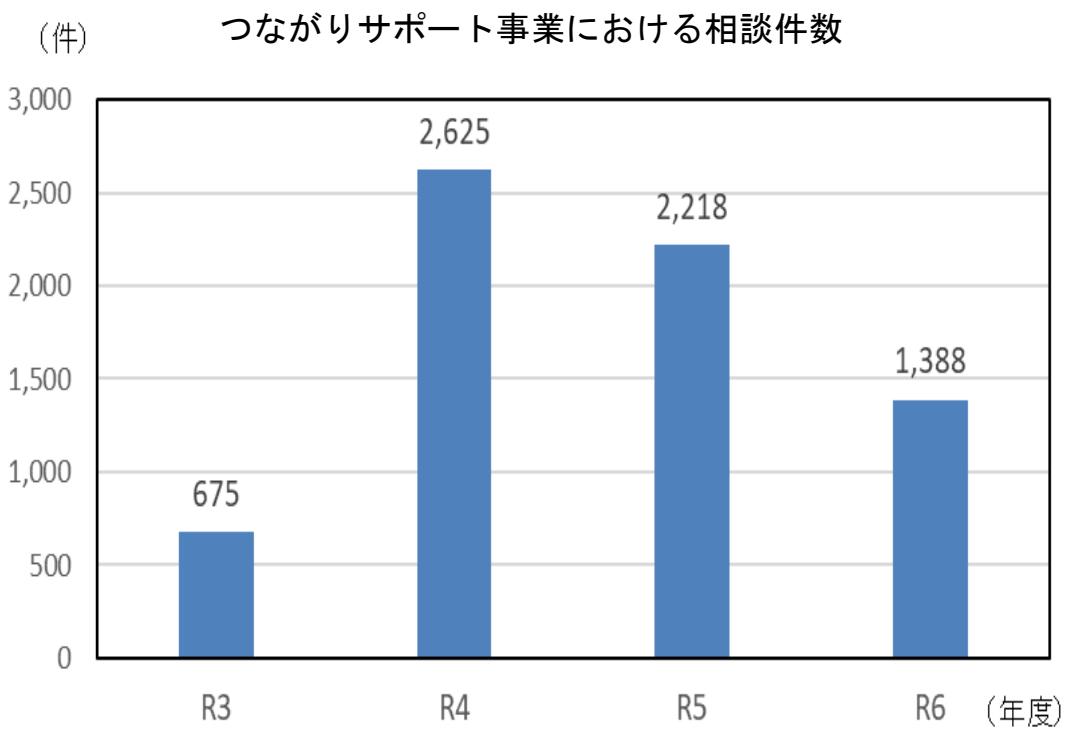
一時保護の状況 *() 同伴児童者 (単位: 件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	11(16)	14(9)	13(12)	19(28)	21(19)	19(14)
うち DV	9(10)	11(9)	11(12)	17(28)	19(19)	15(14)

[資料] 男女共同参画課調べ

③民間団体への相談件数

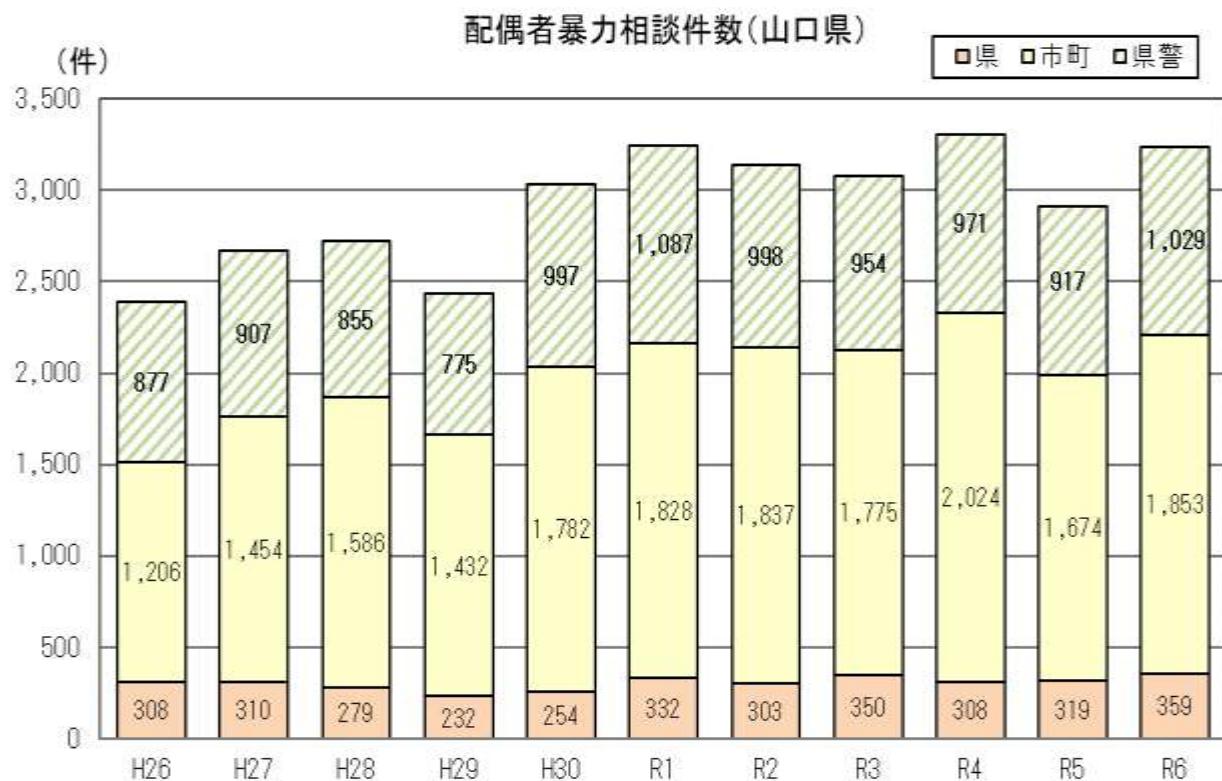
多様化・複雑化する様々な困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と協働しながら、その問題の背景や心身の状況等に応じた支援を令和3(2021)年度から実施していますが、相談件数は令和4(2022)年度をピークに減少傾向にあります。



(6) 男女間の暴力に関する状況

①配偶者等からの暴力相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は増加傾向にあります。



[資料] 男女共同参画課、県警人身安全・少年課調べ (注)県警のデータは暦年

②配偶者等からの暴力に係る一時保護、検挙、保護命令発令件数

県男女共同参画相談センターが実施した、配偶者等からの暴力に係る被害者の一時保護件数は、15件前後で推移しています。

また、DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和3（2021）年に25件と減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

さらに、被害者からの申し立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令の3種類があり、近年は25件前後で推移しています。

DV被害者の一時保護件数

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	19	15	19	12	9	11	11	17	19	15
同伴家族	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)	(9)	(12)	(28)	(19)	(14)

[資料] 男女共同参画課調べ

DVによる検挙件数

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	40	69	59	45	49	48	25	35	39	50

[資料] 県警察本部調べ

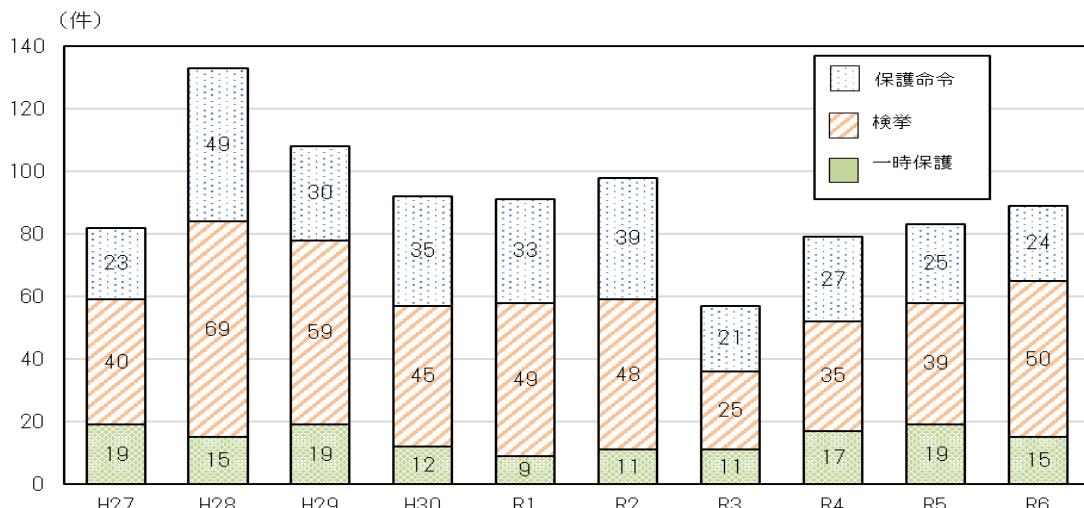
DV防止法に基づく保護命令発令件数

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	23	49	30	35	33	39	21	27	25	24
(全国)	(2,400)	(2,082)	(1,826)	(1,700)	(1,591)	(1,465)	(1,335)	(1,111)	(1,165)	(1,168)

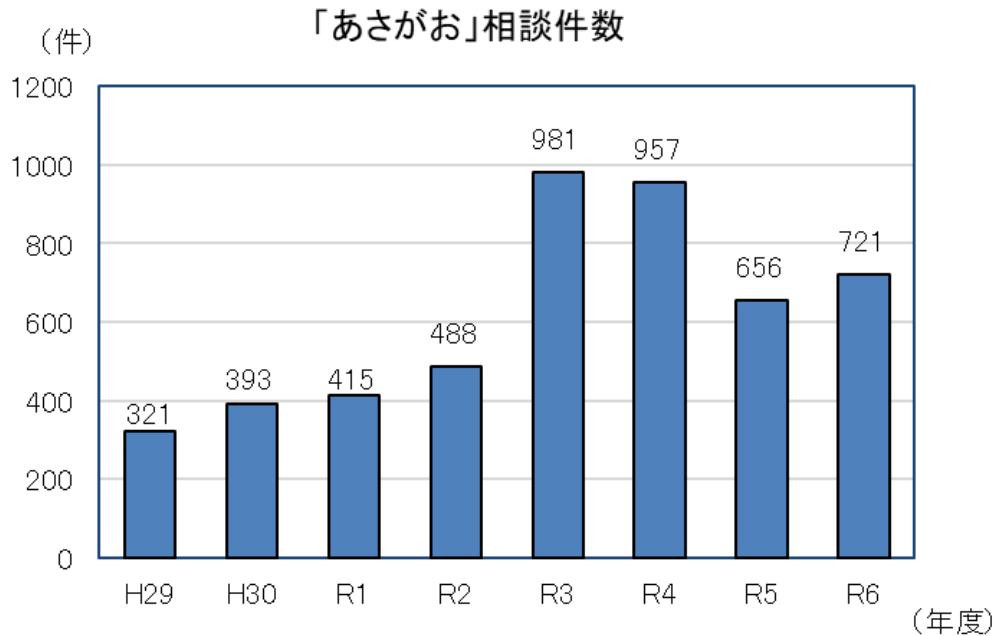
[資料] 山口地方裁判所、全国は最高裁判所調べ

DVIに係る一時保護・検挙・保護命令発令件数の推移



③やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数

平成 29（2017）年 1 月に開設した性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数は令和 3(2021) 年をピークに減少していましたが、令和 6(2024) 年度は前年度より増加しています。



[資料] 男女共同参画課調べ

性暴力・性犯罪被害における相談内容別件数 (単位: 件)

相談内容	不同意性交等	不同意わいせつ	性的虐待	DV(データDV含む)	過去の性暴力	その他・不明	合計
R6	63	43	2	14	499	100	721
R5	165	70	3	14	248	156	656
R4	309	131	3	45	279	190	957

[資料] 男女共同参画課調べ

性暴力・性犯罪被害における年代別件数 (単位: 件)

年代	~10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明	計
R6	60	56	340	33	59	121	52	721
R5	78	182	157	19	56	52	112	656
R4	145	330	174	45	94	63	106	957

[資料] 男女共同参画課調べ

2 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

(1) 国の動き

【女性の活躍関係】

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

（令和7(2025)年6月改正 令和8(2026)年4月施行）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定めるとともに、国、自治体、企業に対して女性が活躍するために実施すべき事項を定めた法律で、平成28(2016)年4月1日から10年間の時限立法でしたが、今回の改正で、期限が更に10年間延長されました。併せて、男女間賃金差異の公表義務が常用労働者101人以上の企業に拡大し、新たに女性管理職比率の公表が常用労働者101人以上の企業に義務付けられました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

（令和3(2021)年6月改正・施行）

政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等の対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

【働き方改革関係】

③「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び次世代育成支援対策推進法」の改正（令和6(2024)年5月改正 令和7(2025)年4月から段階的に施行（一部令和6年(2024)年5月施行））

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

④「新女性デジタル人材育成プラン」の決定（令和7(2025)年6月決定）

令和4年に策定してからの3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、そのパターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューが提示されています。あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、社会基盤・環境の整備についても必要な施策が盛り込まれています。

【暴力の根絶関係】

- ⑤「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正
(令和5(2023)年4月改正 令和6(2024)年4月施行)

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みの創設などが定めされました。

- ⑥「刑法及び刑事訴訟法」の改正 (令和5(2023)年6月改正 令和5(2023)年7月施行)

刑法及び刑事訴訟法が改正され、性犯罪に関しては、強制性交等罪が「不同意性交等罪」に改められたほか、性交同意年齢の「16歳未満」への引上げや性犯罪についての公訴時効期間の延長など、118年ぶりの刑法制定以来の大幅改正が行われました。

- ⑦「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」の成立

(令和4(2022)年6月公布・施行)

AV出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、出演契約の無効化、AVの公表の差止請求、事業者への罰則などの事項が定められました。

【その他】

- ⑧「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の成立 (令和5(2023)年6月公布・施行)

性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたLGBT理解増進法が令和5(2024)年6月に成立し、性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

- ⑨「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立
(令和4(2022)年5月公布 令和6(2024)年4月施行)

従来、昭和31(1956)年に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は、非虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化し

てきたことから、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4(2022)年5月に制定されました。

⑩ 「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立

(令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行 (一部令和7年(2025)年6月施行))

男女共同参画に関する国の実施体制を強化するとともに、各地の男女共同参画センターを強力に支援していくため、独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項が定められました。

⑪ 「男女共同参画社会基本法」の改正

(令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行 (一部令和7年(2025)年6月施行))

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定められ、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置づけられた上、地方公共団体には、そのための体制の確保が努力義務化されました。

⑫ 国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定（仮）

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2(2020)年12月策定)を改定した、「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

国第6次男女共同参画基本計画の概要（仮）

○根拠法令

男女共同参画社会基本法第13条

○策定期限

令和（　）年　　月　閣議決定

○進捗状況

- ・令和（　）年　　月、国男女共同参画会議において総理大臣へ「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申
- ・令和（　）年　　月、「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定

○男女共同参画社会として目指すべき社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(2) 本県の動き

①「やまぐち未来維新プラン」の策定（令和4(2022)年12月）

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として策定しました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

②「第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（令和7(2025)年3月）

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第2期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

③「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定（令和6(2024)年3月）

「女性支援新法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、本県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定しました。

3 男女共同参画に関する県民の意識

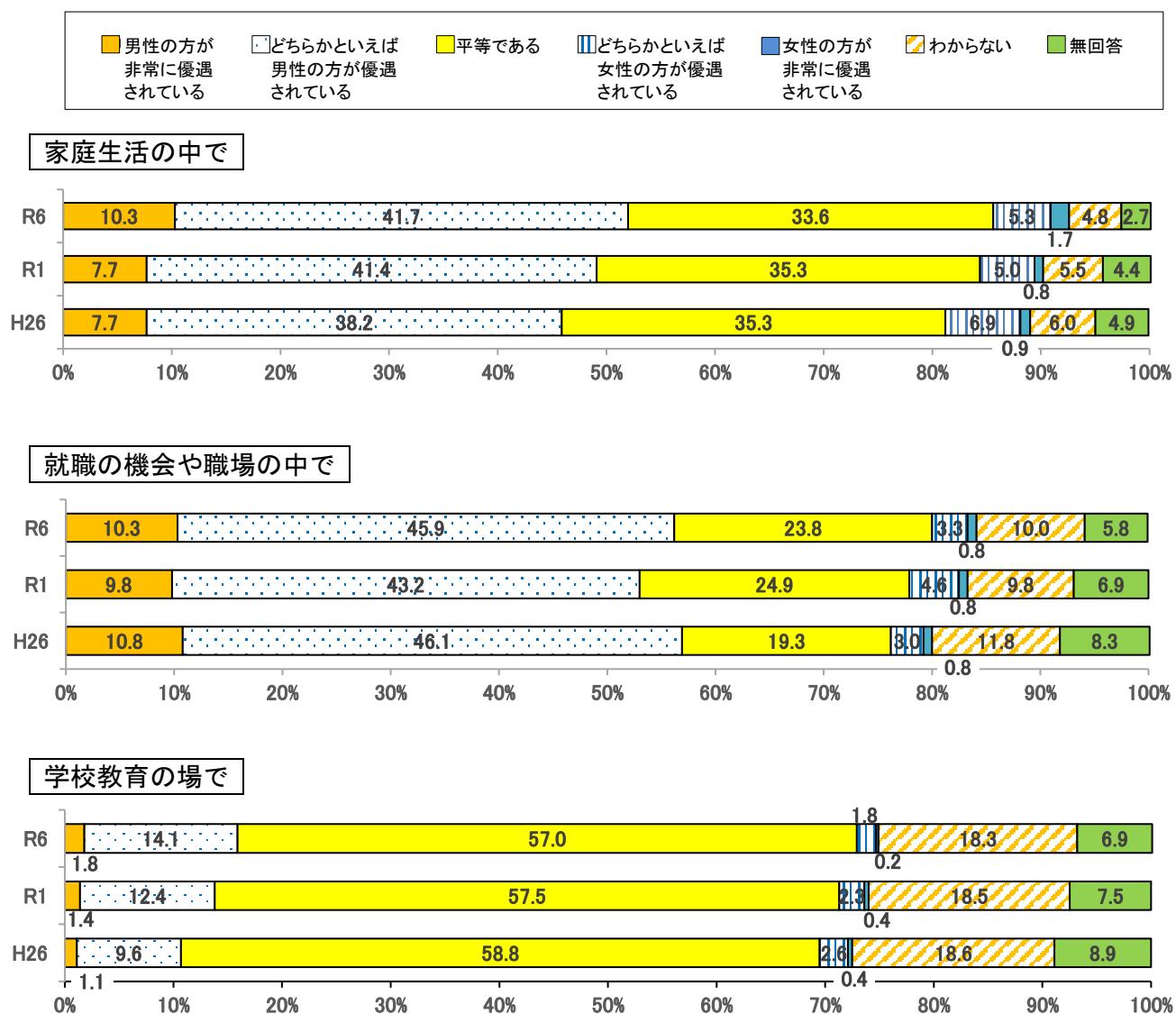
(山口県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度) 結果)

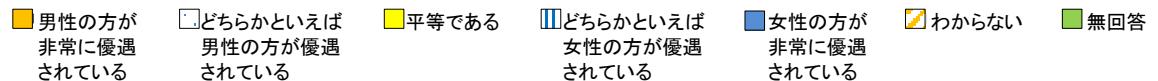
① 男女の地位の平等感について

「平等である」と回答した人の割合は、令和元年度調査と比較して、各分野において微増減はあるものの、概ね横這いで推移しており、「政治活動の中で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体として」の項目では、依然として、6割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

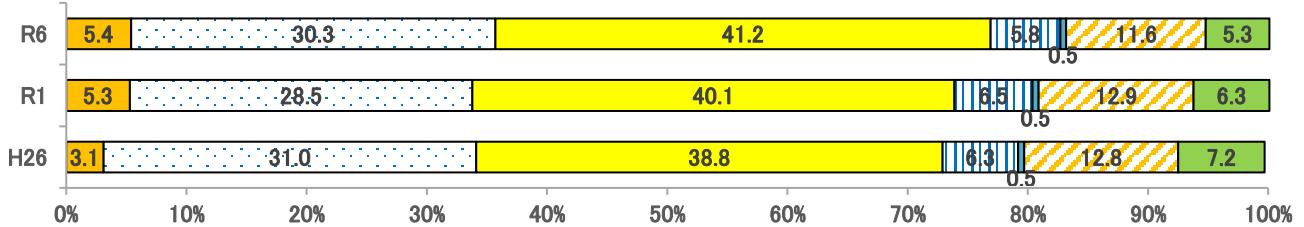
各分野において、「男性の方が優遇されている」と答えた割合は男性より女性の方が高く、「平等」と答えた割合は女性より男性の方が高く回答しています。

男女の地位の平等感について

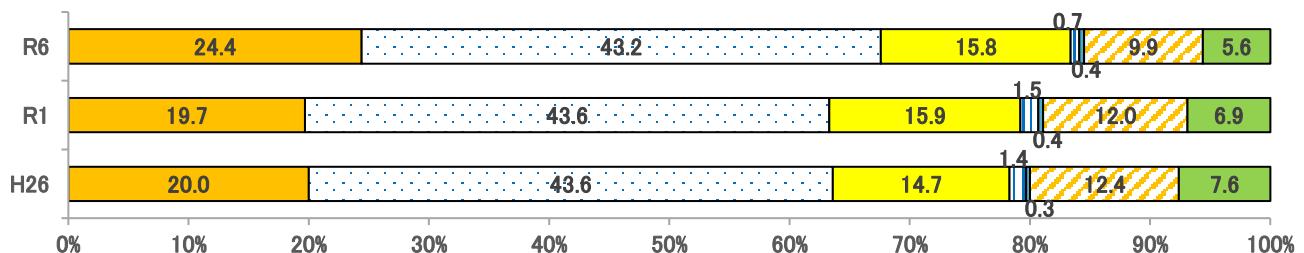




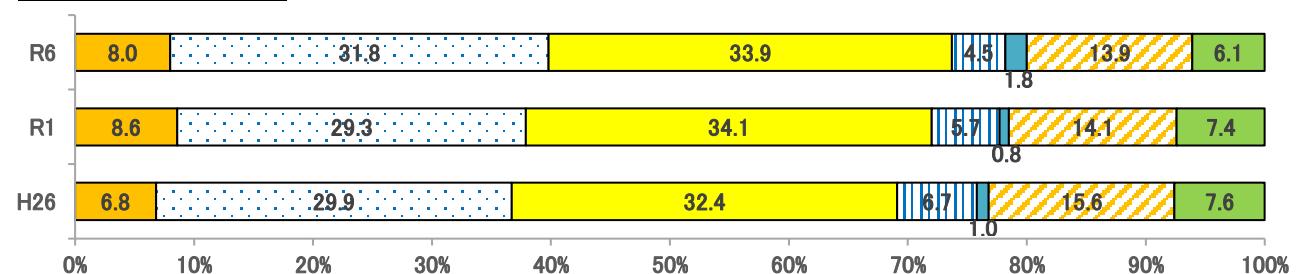
地域活動の中で



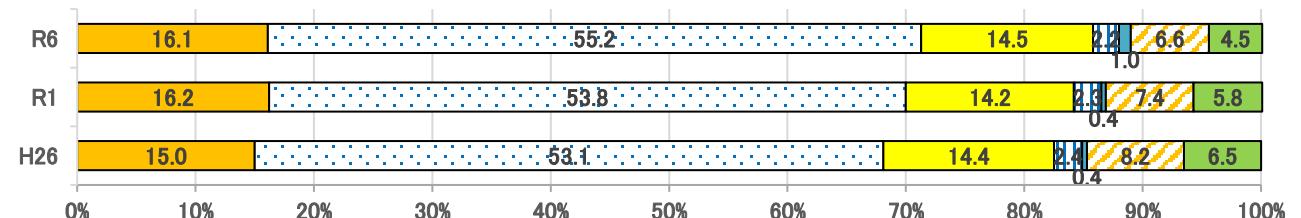
政治活動の中で



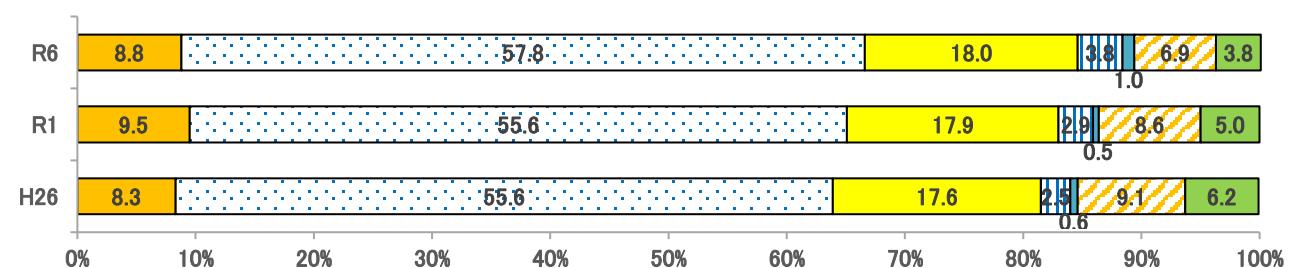
法律や制度の面で



社会通念・慣習・しきたりなどで



社会全体として

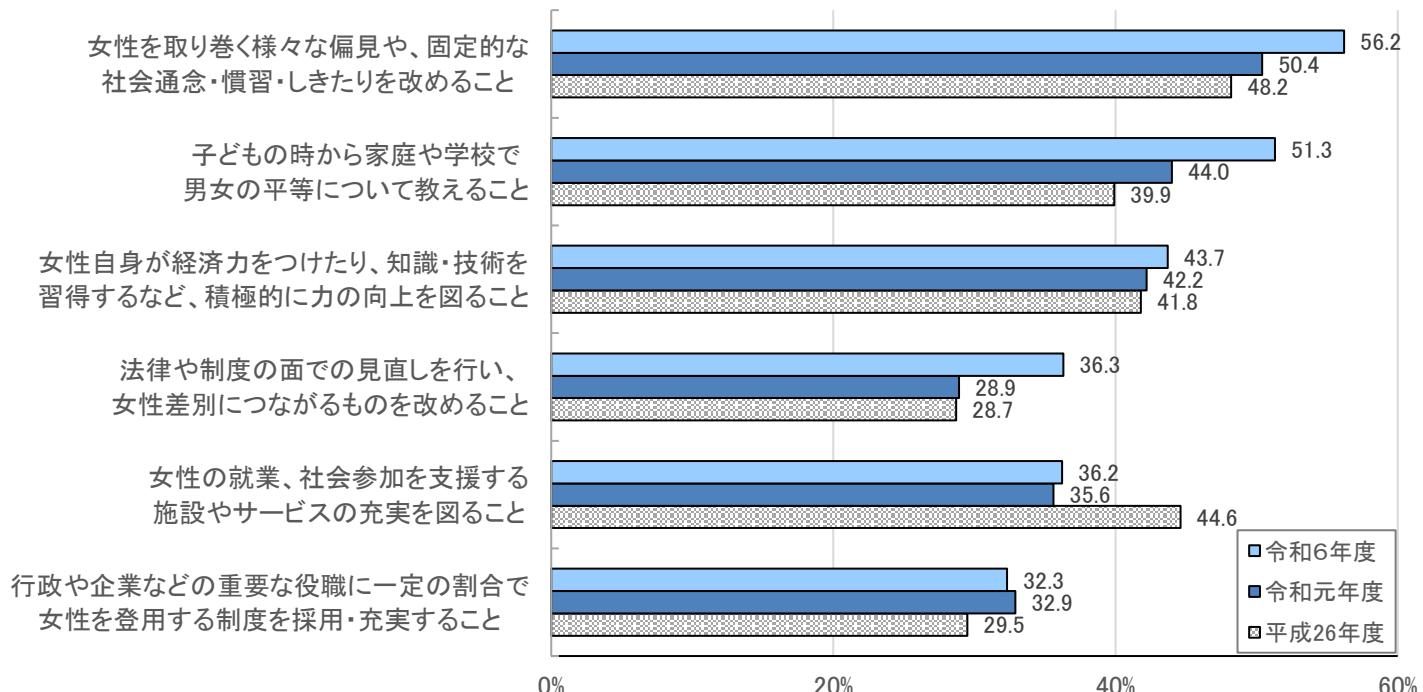


② 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと

「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、平成21、26、令和元年度調査に引き続き最も高くなっています。

次に「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」となっています。

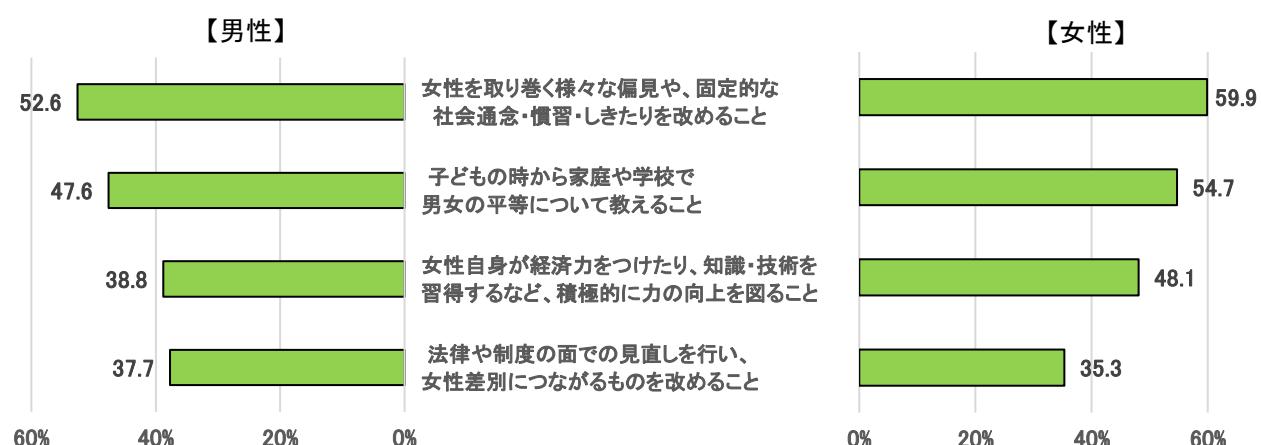
男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと



男女別は下図のとおりで、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

また、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」では、女性が男性を9.3ポイント上回っています。

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと（令和6年度：男女別：上位4項目）

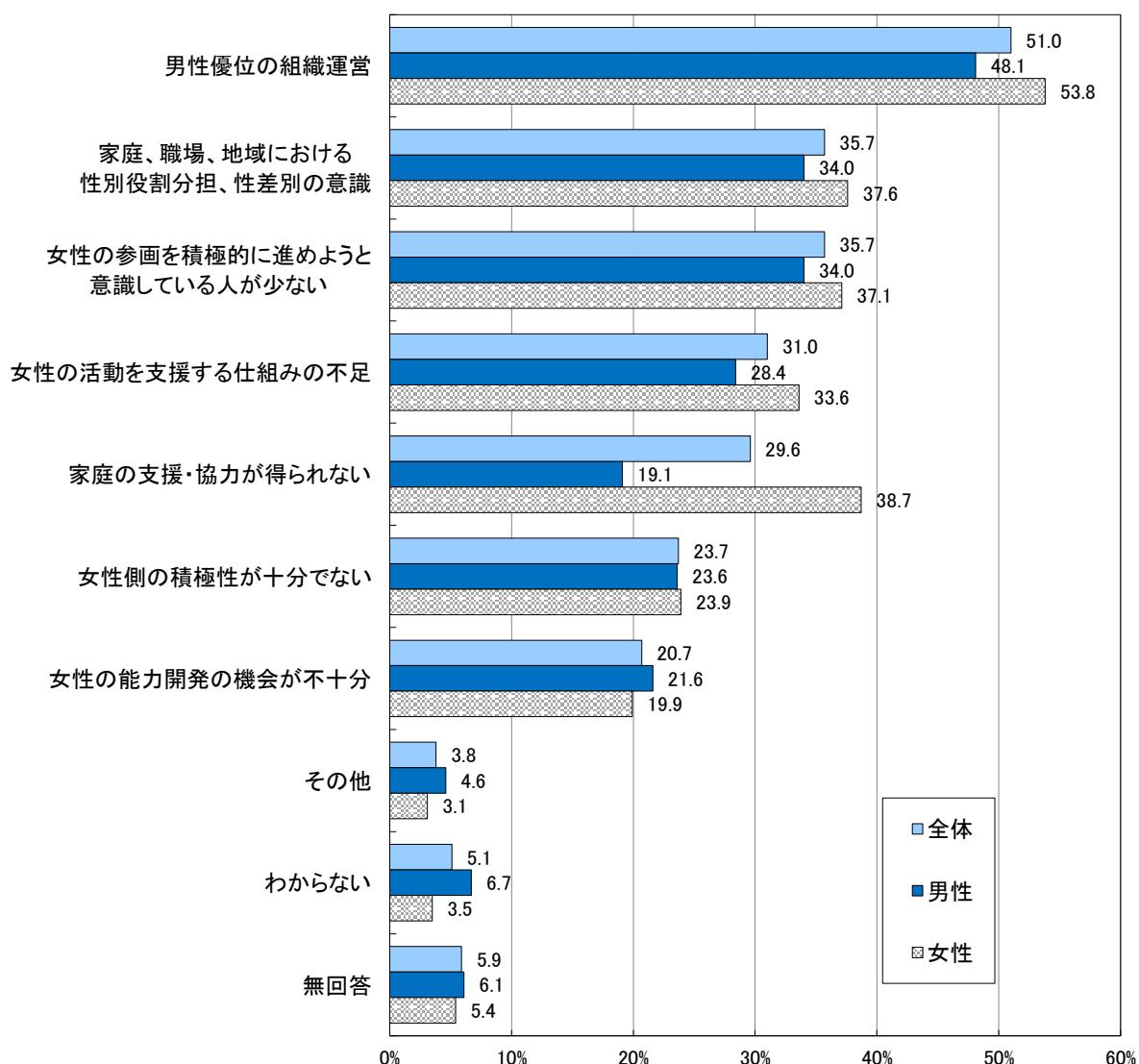


③ 女性の活躍について

社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営」が最も高く、以下、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」の順となっています。

男女別にみると、「家族の支援・協力が得られない」、「女性の活躍を支援する仕組みの不足」については、女性で高くなっています。

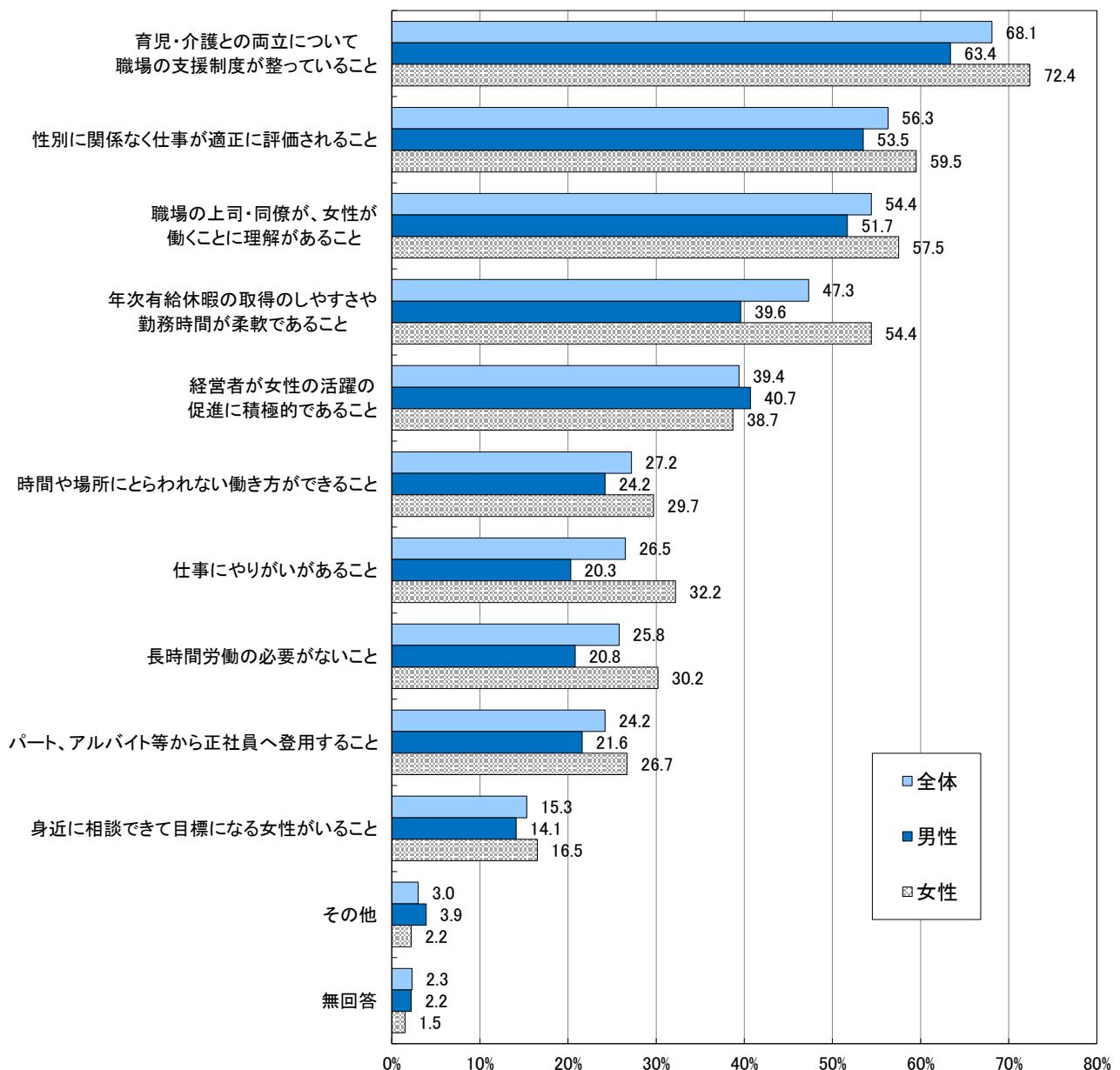
社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由



女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なことは、「育児・介護との両立について職場の支援体制が整っていること」が最も高く、以下、「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」、「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」の順となっています。

男女別にみると、「年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること」、「仕事にやりがいがあること」については、女性で高くなっています。

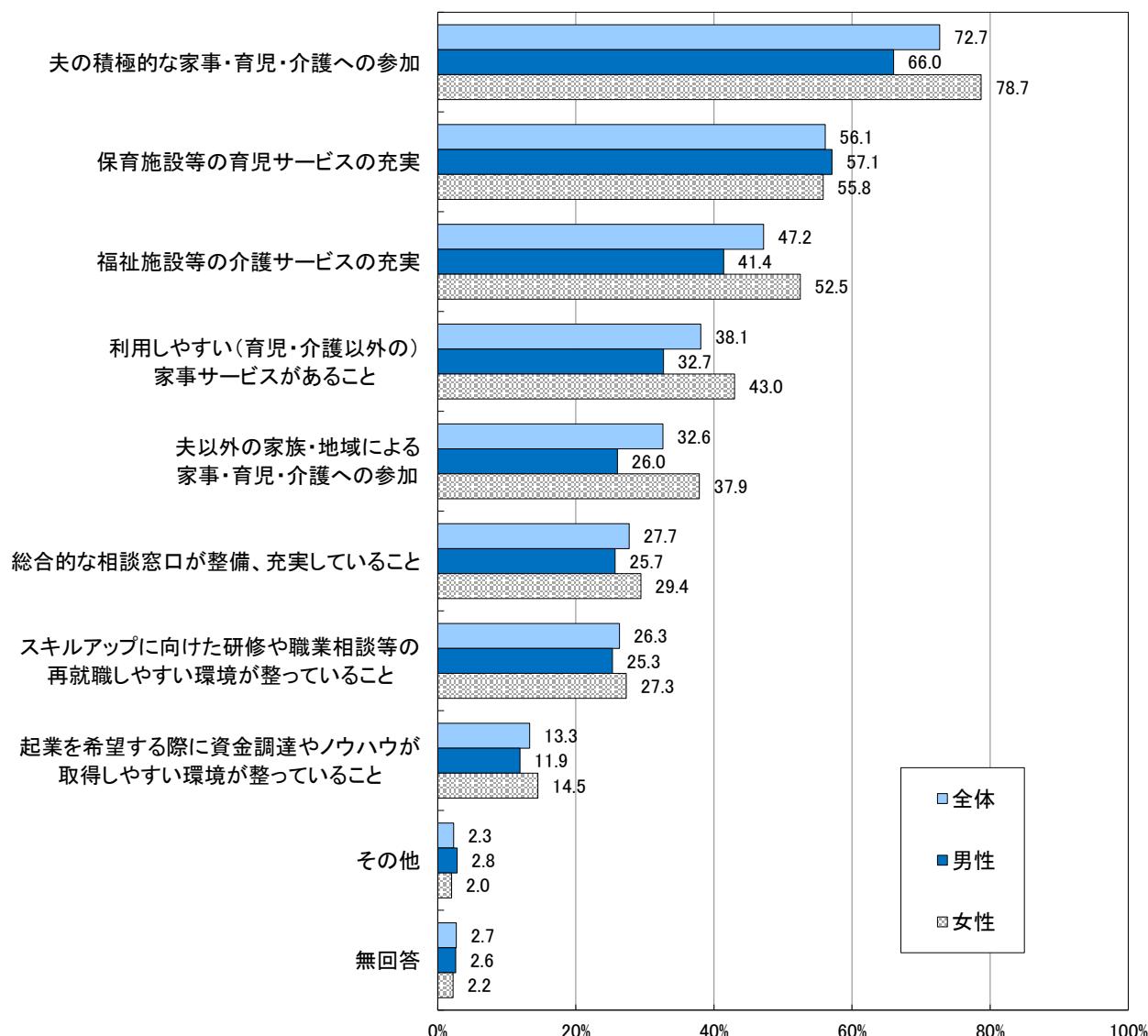
女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこと



女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なことは、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」が最も高く、以下、「保育施設等の育児サービスの充実」、「福祉施設等の介護サービスの充実」の順となっています。

男女別にみると、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「福祉施設等の介護サービスの充実」、「夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加」については、女性で高くなっています。

女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なこと

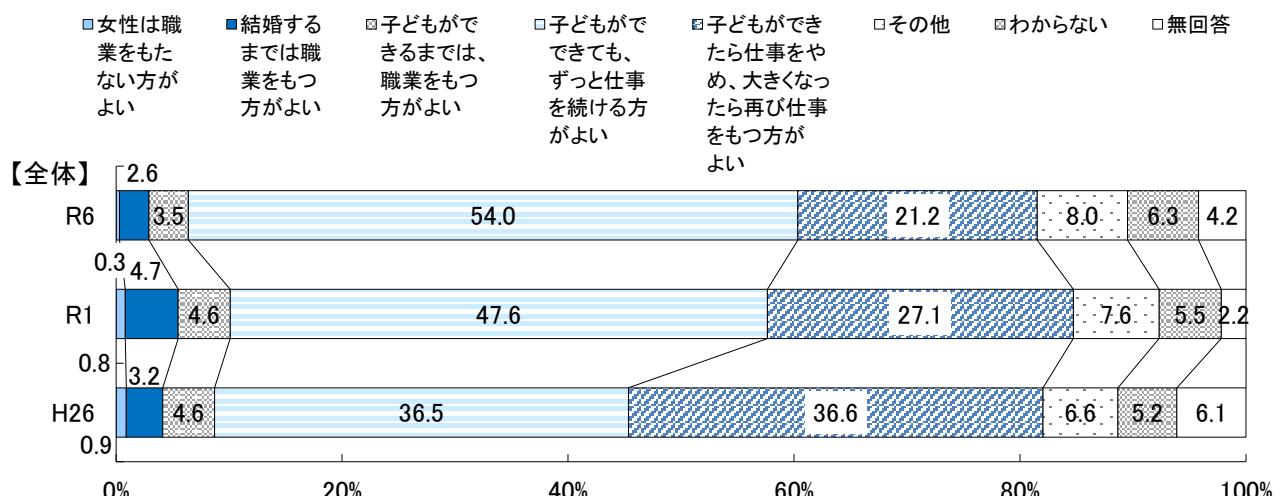


④ 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」とする人は、前回（R1）の調査から6.4ポイント上昇し、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」とする人は、5.9ポイント低下しています。

また、男女とも同様の傾向がみられ、女性の継続就業を肯定的にとらえる回答が増加しています。

女性が職業をもつことについて



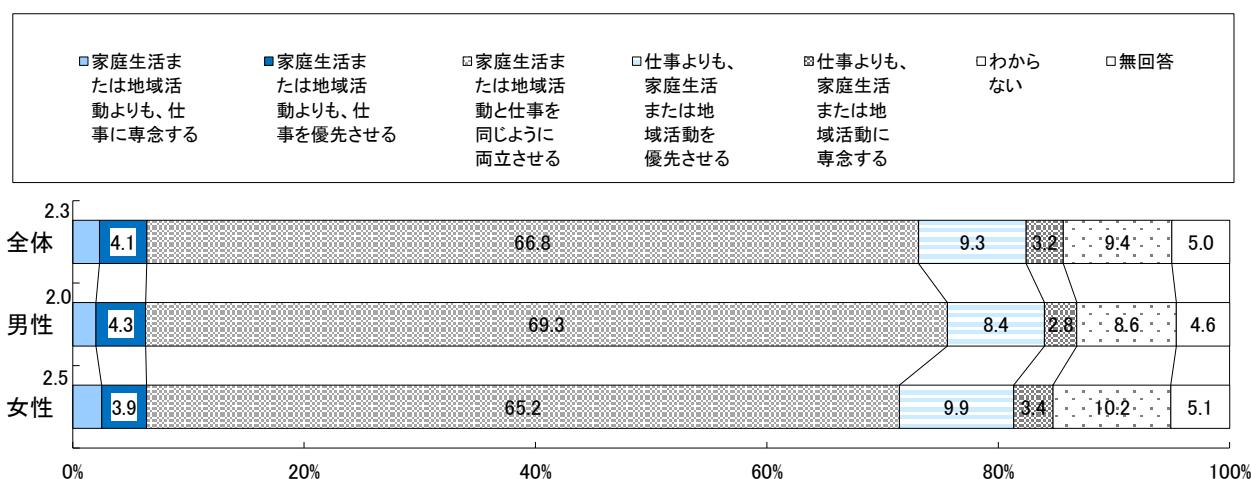
⑤ 仕事と、家庭生活または地域活動とのバランスについて

仕事と家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動とのバランスについて、「理想」に最も近いものを聞いたところ、男女とも「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」の回答が半数を超えて、最も多くなっています。

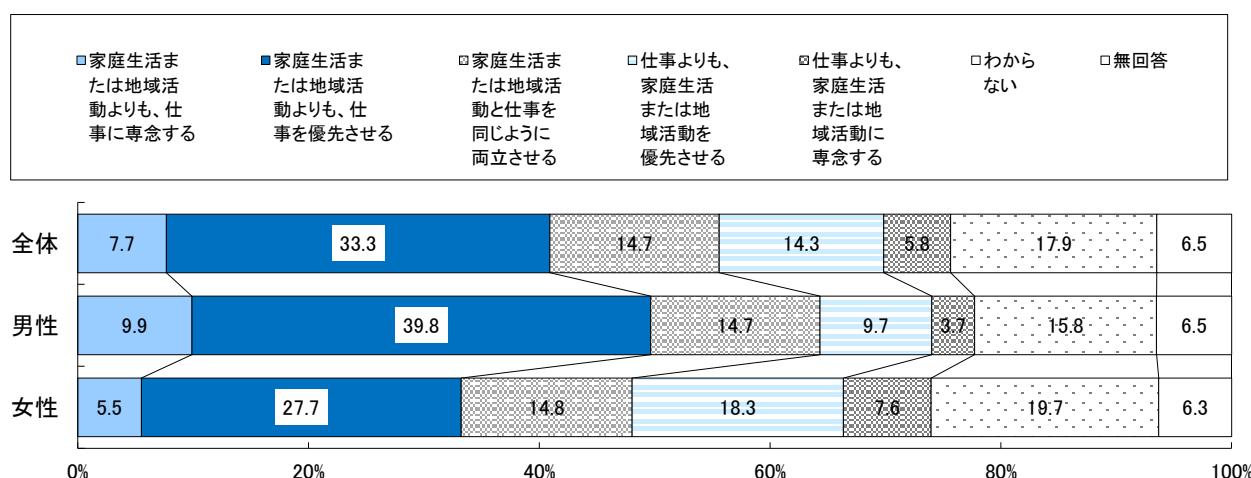
一方、「現実」については、男女とも「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」の回答は1割強と、理想と現実で大きく乖離しています。

男女別にみると、男性では仕事、女性では家庭生活や地域活動を優先する割合が高くなっています。

仕事と、家庭生活または地域活動とのバランス（理想）



仕事と、家庭生活または地域活動とのバランス（現実）

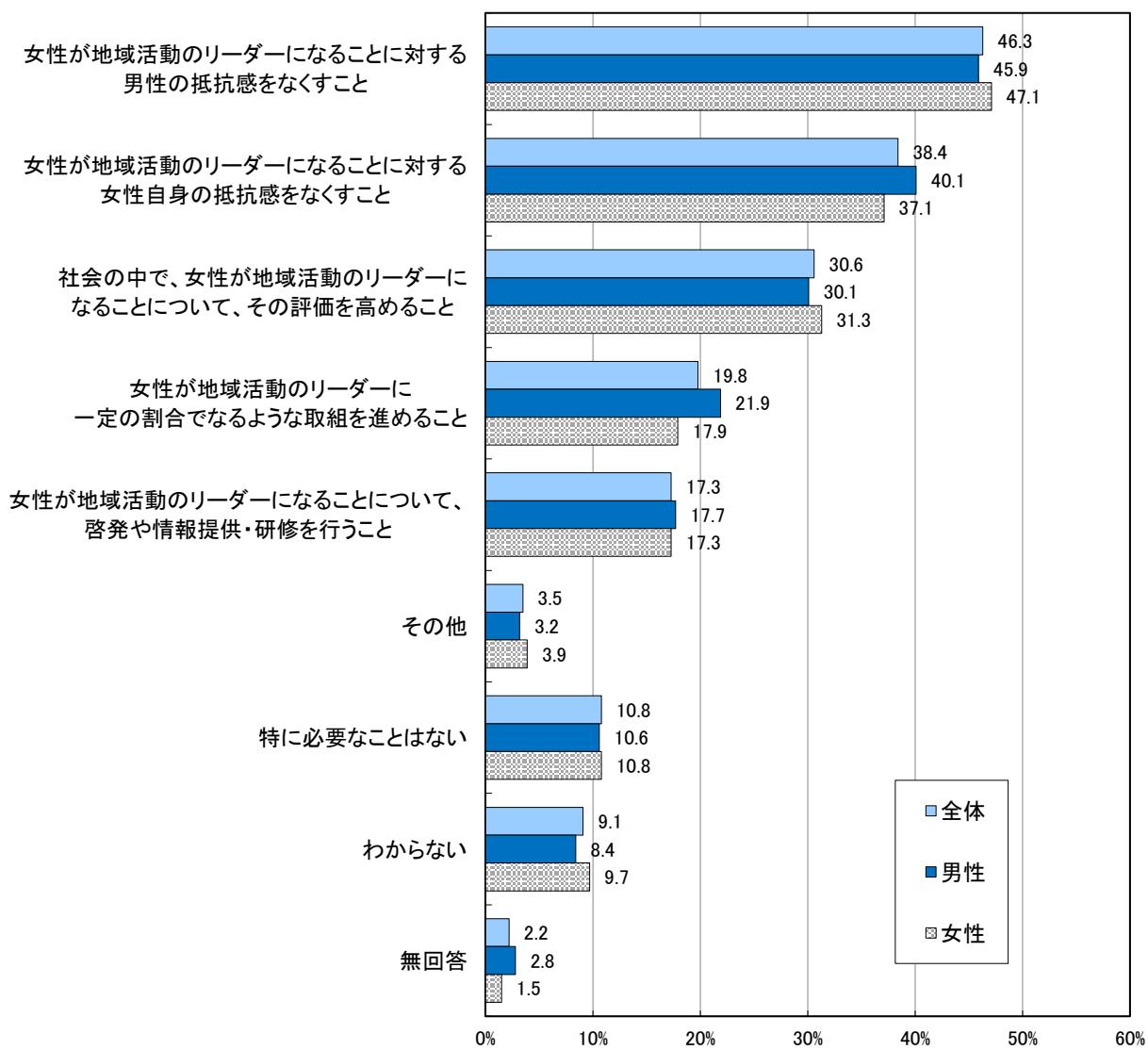


⑥ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が最も高く、以下、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」、「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」の順となっています。

男女別にみると「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」、「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めるここと」については、男性で高くなっています。

女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



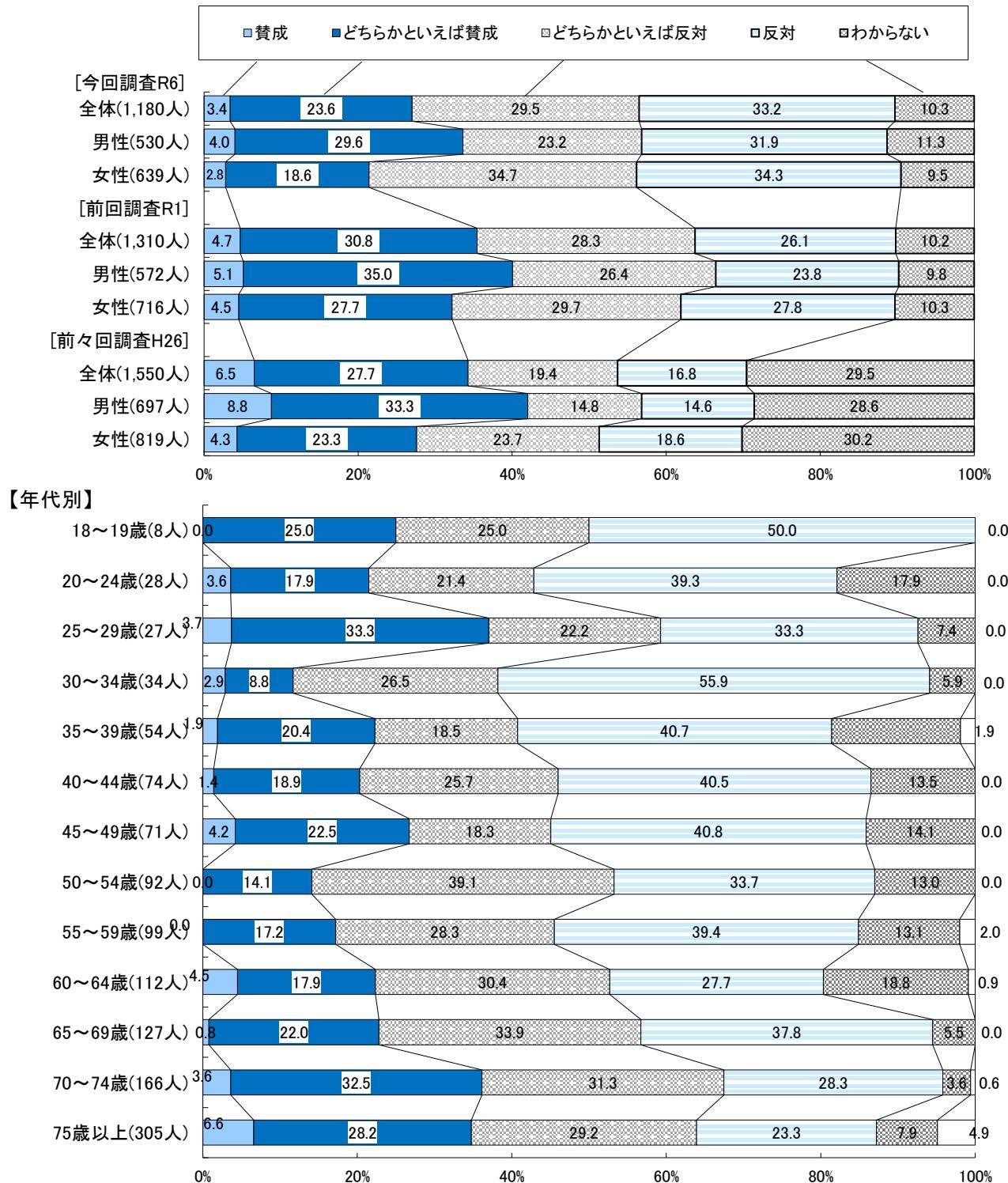
⑦ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」が27.0%、「反対」が62.7%となり、反対が賛成を35.7ポイント上回っており、男女ともに、「反対」が「賛成」を上回っています。

男女別にみると、「賛成」は男性が女性を12.2ポイント、「反対」は女性が男性を13.9ポイント上回っており、意識の差がみられます。

また、前回(R1)の調査結果と比較してみると、「賛成」が8.5ポイント低下し、「反対」が8.3ポイント上昇しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

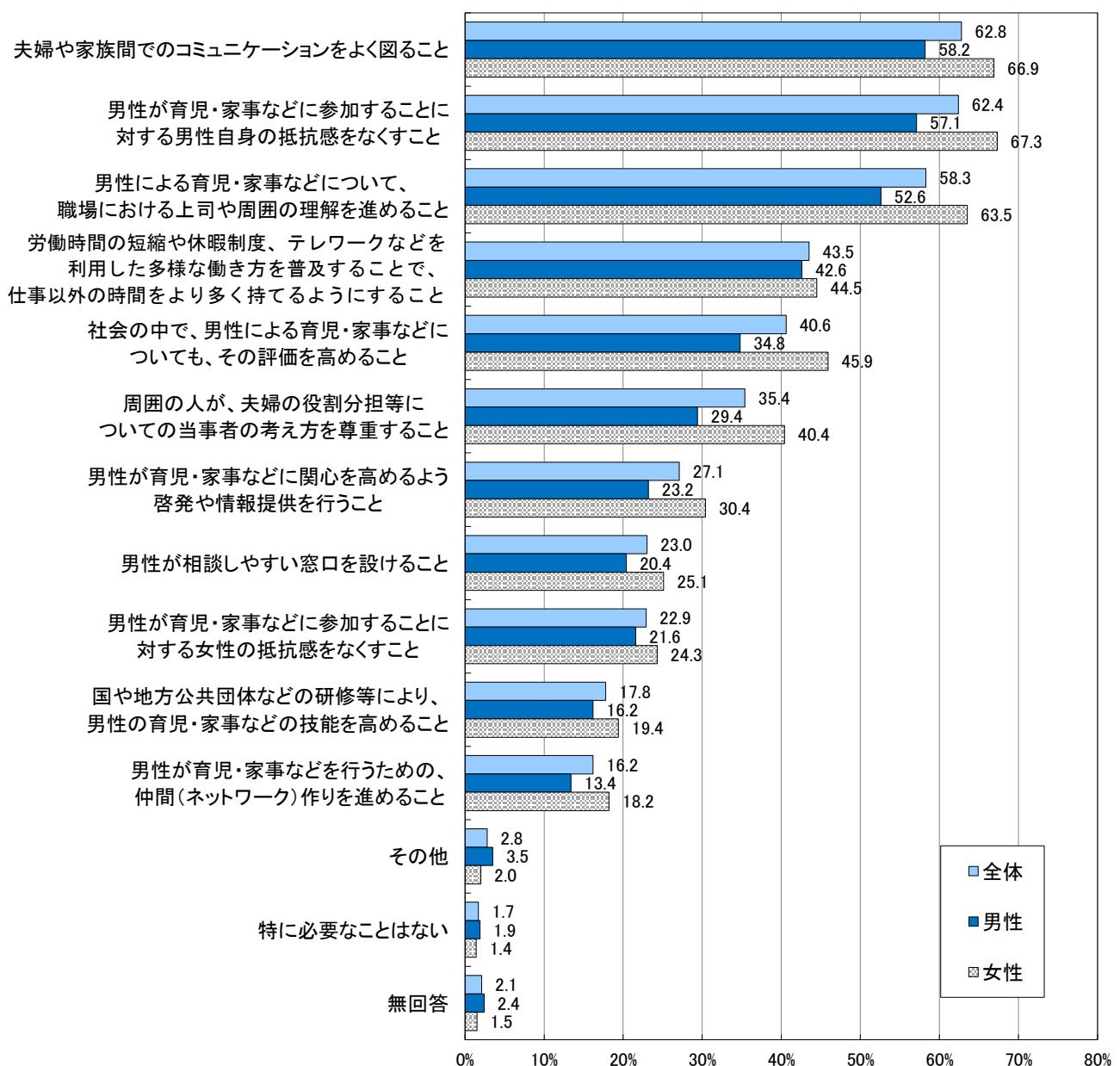


⑧ 男性が育児・介護・家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高く、以下、「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の順となっています。

男女別にみると「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」については、女性で高くなっています。

男性が育児・介護・家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

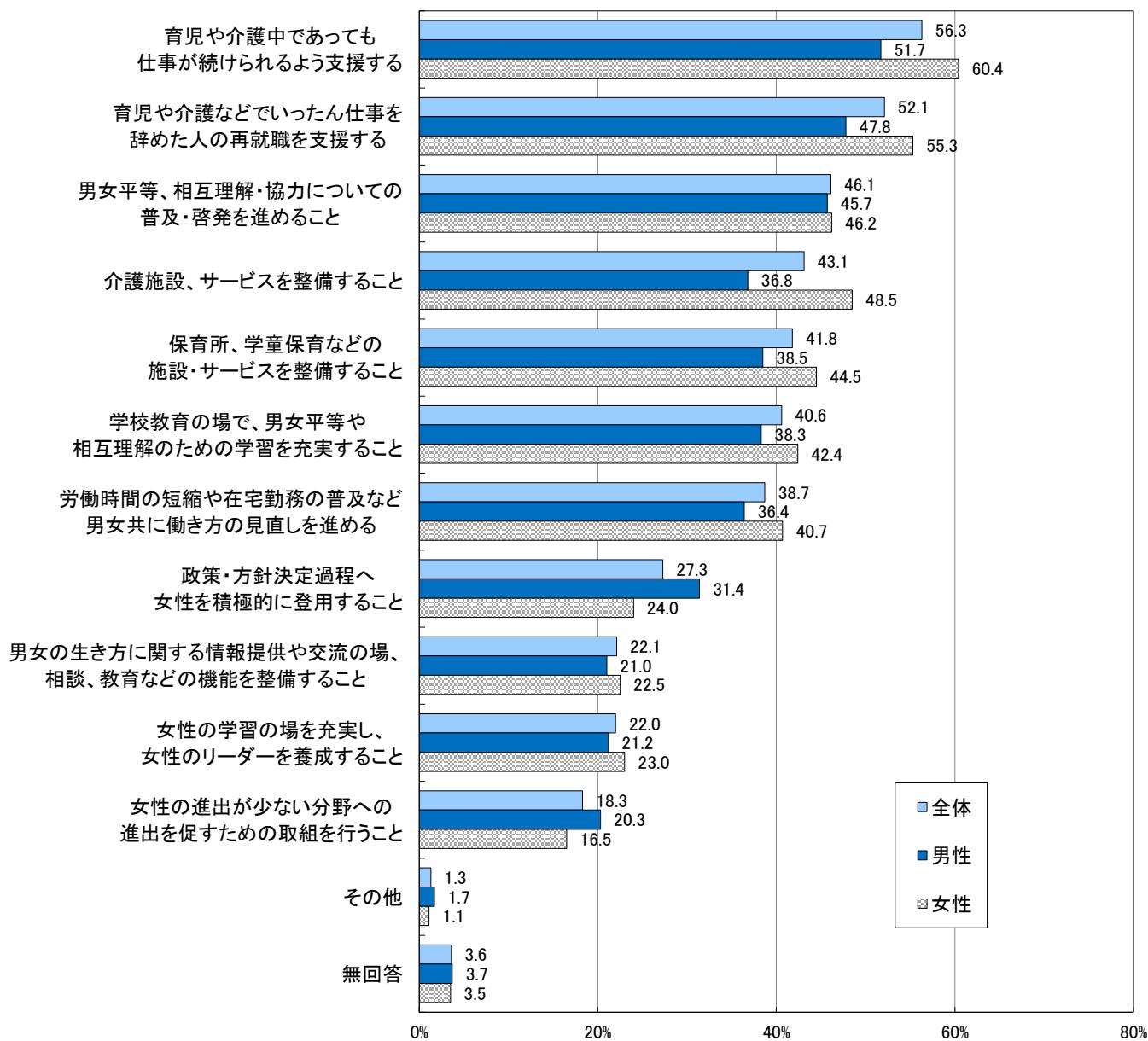


⑨ 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が最も高く、以下、「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」の順となっています。

男女別にみると、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「介護施設、サービスを整備すること」については、女性で高くなっています。

男女共同参画社会の形成に当たっての行政（県・市町）に対する要望



4 男女間の暴力等に関する県民の認識等

(山口県「男女間における暴力等に関する調査」(令和6年度) 結果)

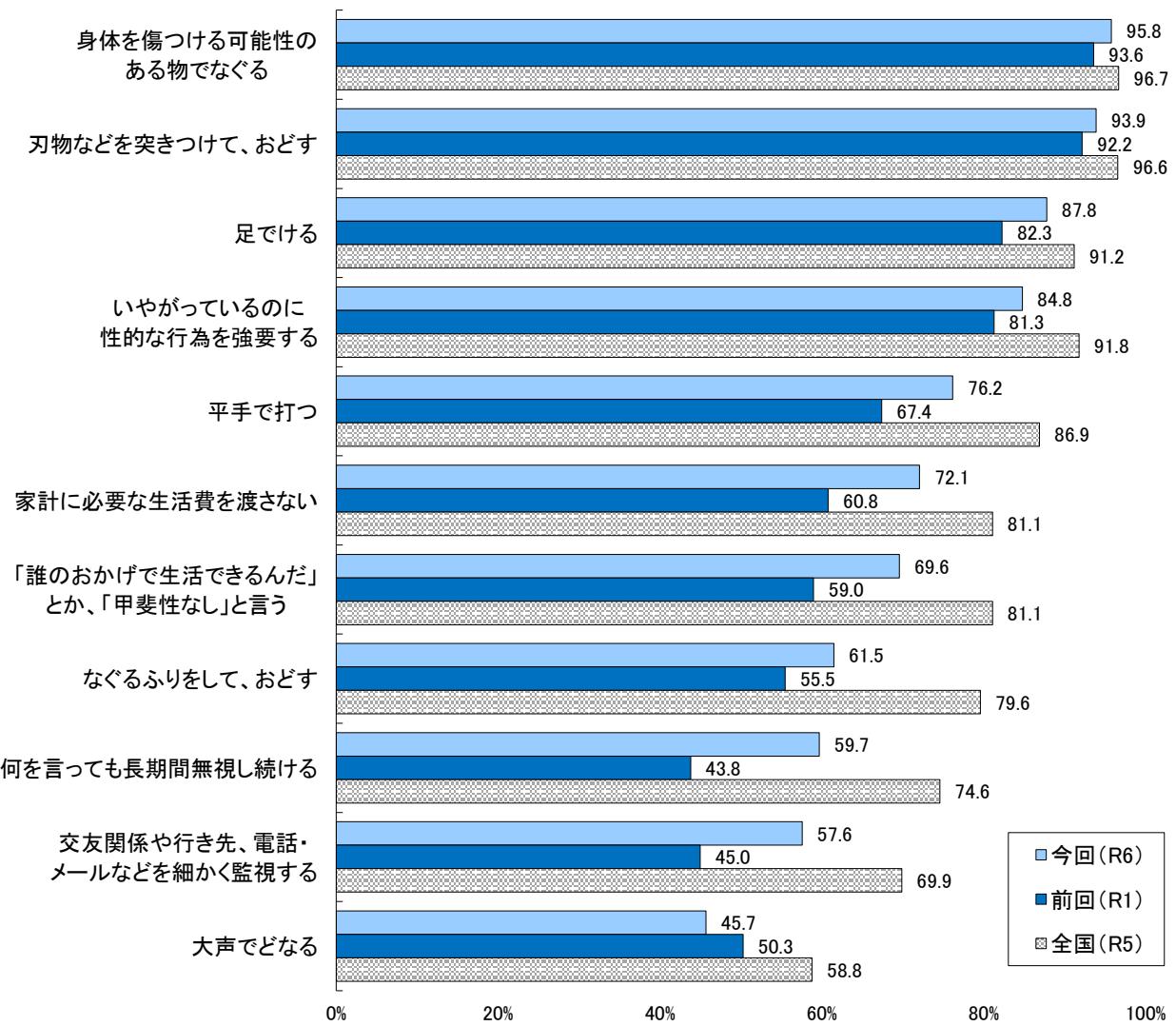
※当該調査における「配偶者」には、婚姻届けを提出していない事実婚や別居中の夫婦を含みます。

① 配偶者からの暴力と認識される行為

「いやがっているのに性的行為を強要する」、「なぐるふりをして、おどす」などといった身体的暴力でない行為も含め、すべての行為において、暴力にあたるとの認識は、前回（R1）の調査より上昇しています。

また、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」といった精神的暴力については、全国と比べて暴力にあたるとの認識が低くなっています。

配偶者からの暴力と認識される行為



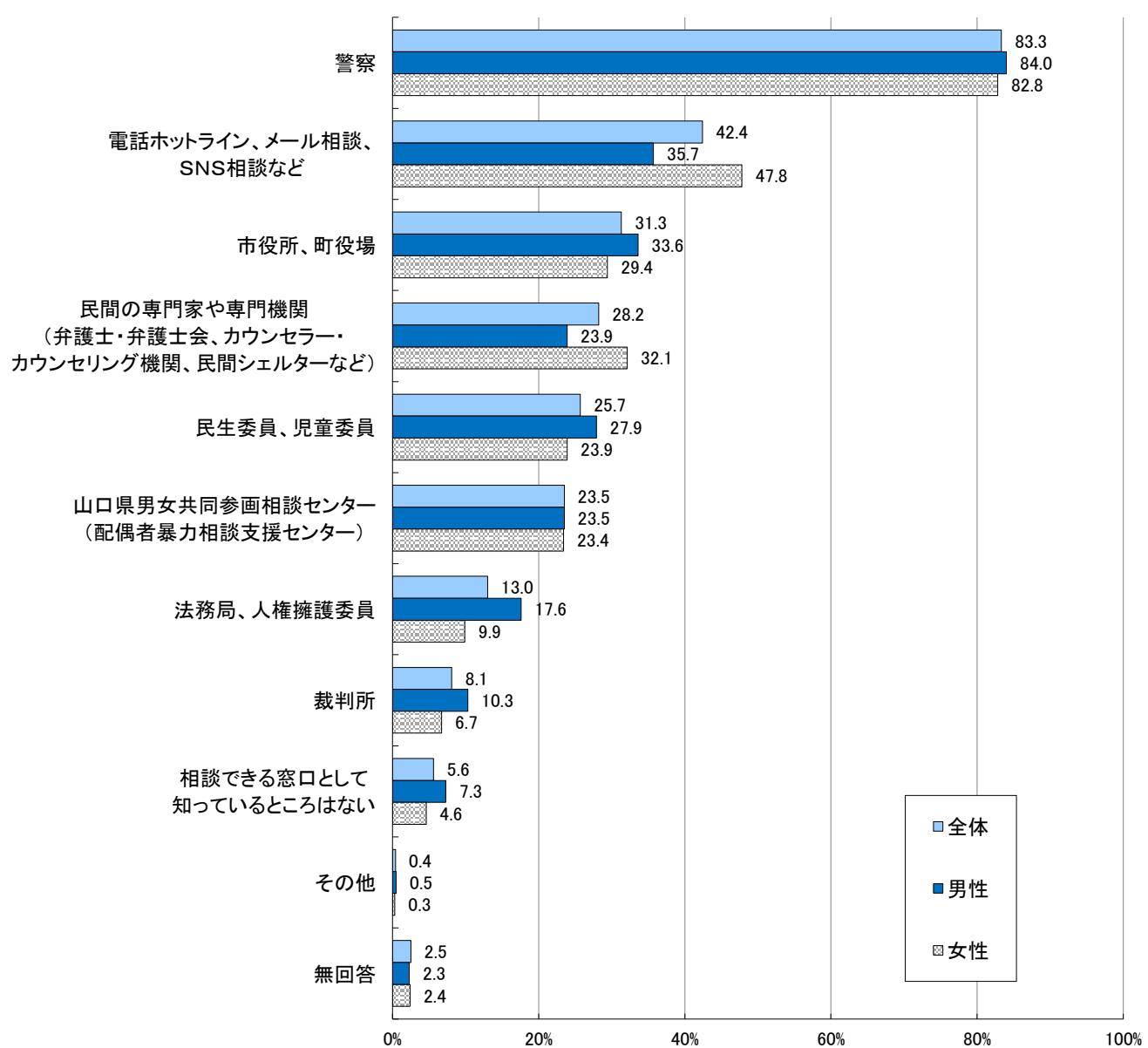
全国は、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年9月調査) より

② 配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度

相談窓口として知っているものは、「警察」が最も高く、次いで「電話ホットライン、メール相談、SNS相談など」、「市役所、町役場」、「民間の専門家や専門機関」、「民生委員、児童委員」、「山口県男女共同参画相談センター」の順となっています。

山口県男女共同参画相談センターの認知度は23.5%ですが、「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人は5.6%となっています。

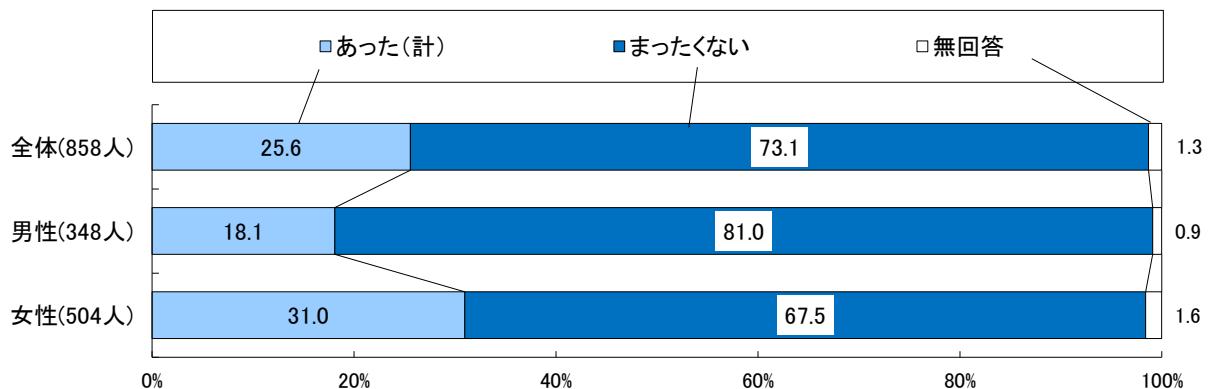
配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度



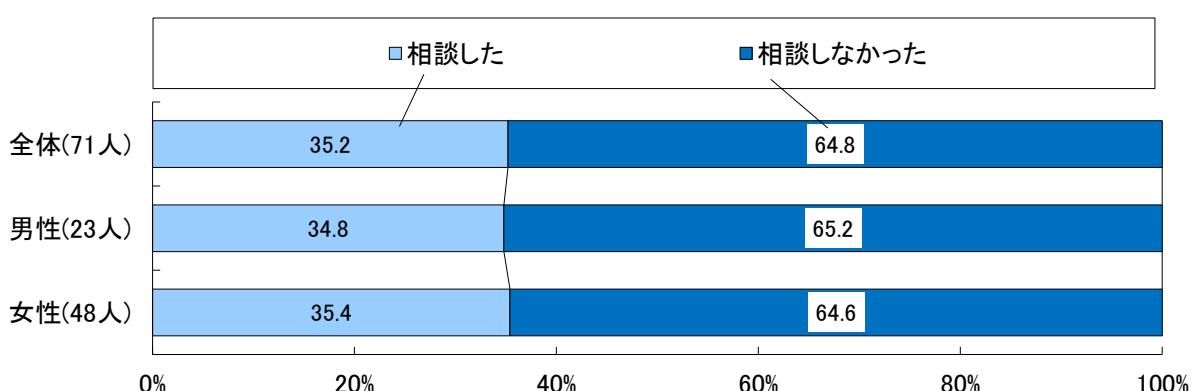
③ 配偶者からの暴力の被害経験の有無と相談の有無

約4人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、約6割がどこ(だれ)にも相談していません。

配偶者からの暴力の被害経験の有無



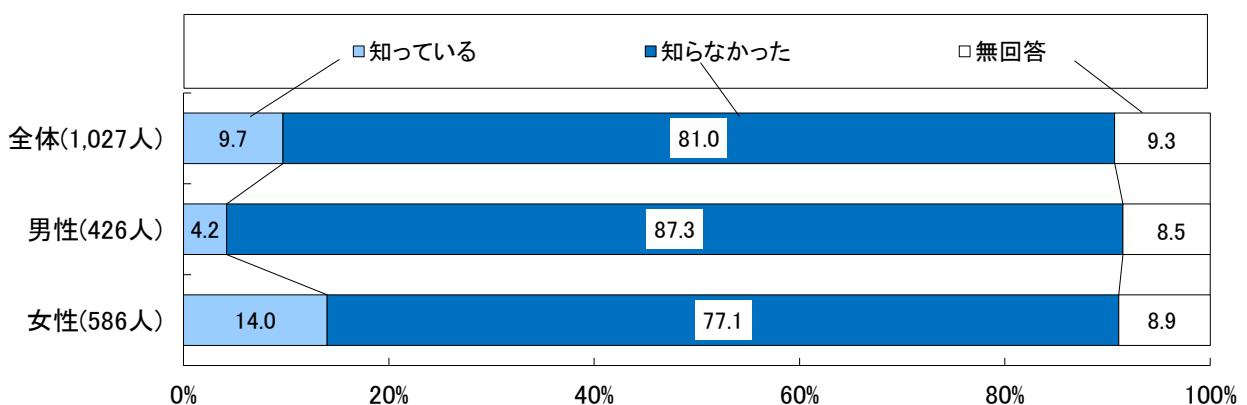
うち5年以内に被害経験があつた方の相談の有無



④ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度

「知っている」と回答した人は、9.7%、性・年齢別では、女性は50歳代までの約1割が「知っている」と回答しています。

「あさがお」の認知度

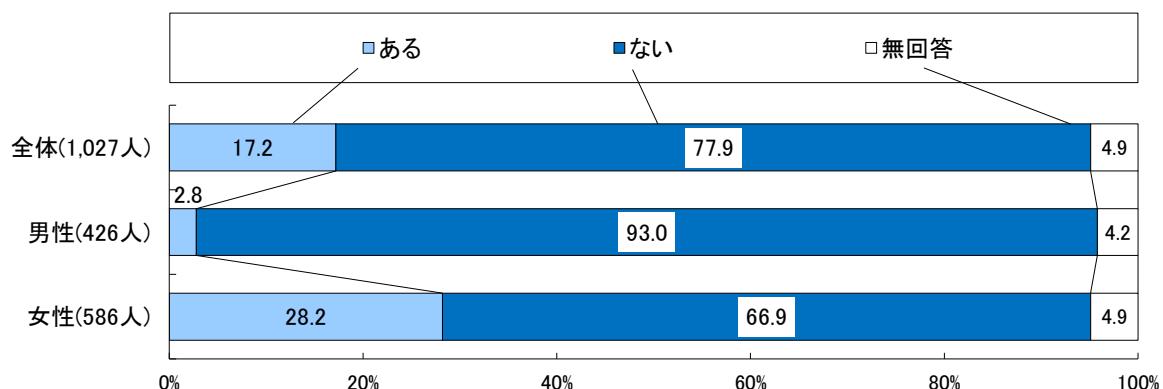


⑤ 性暴力の被害経験の有無と被害の相談の有無

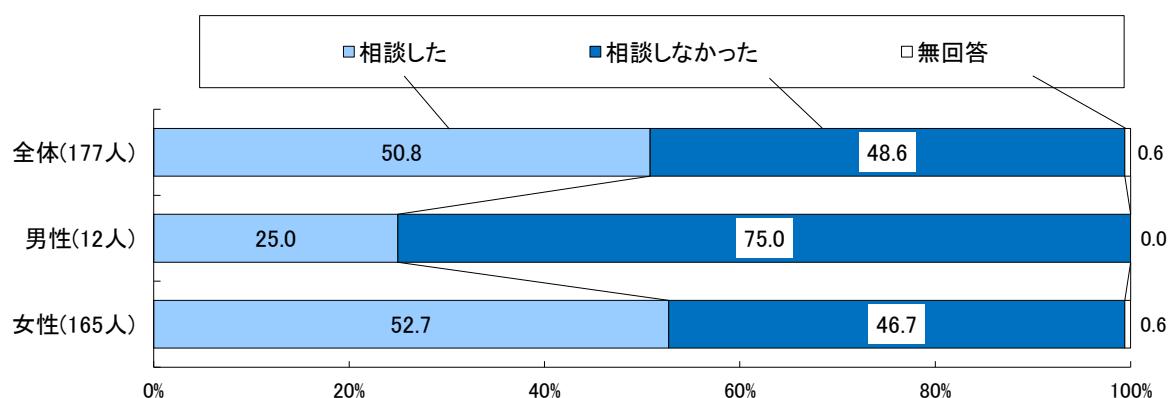
女性の約3人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、約5割がどこ（だれ）にも相談していません。

※性暴力：性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

性暴力の被害経験の有無



性暴力被害の相談の有無



【調査の出典】

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度調査）

1 趣 旨

男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する県民意識を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

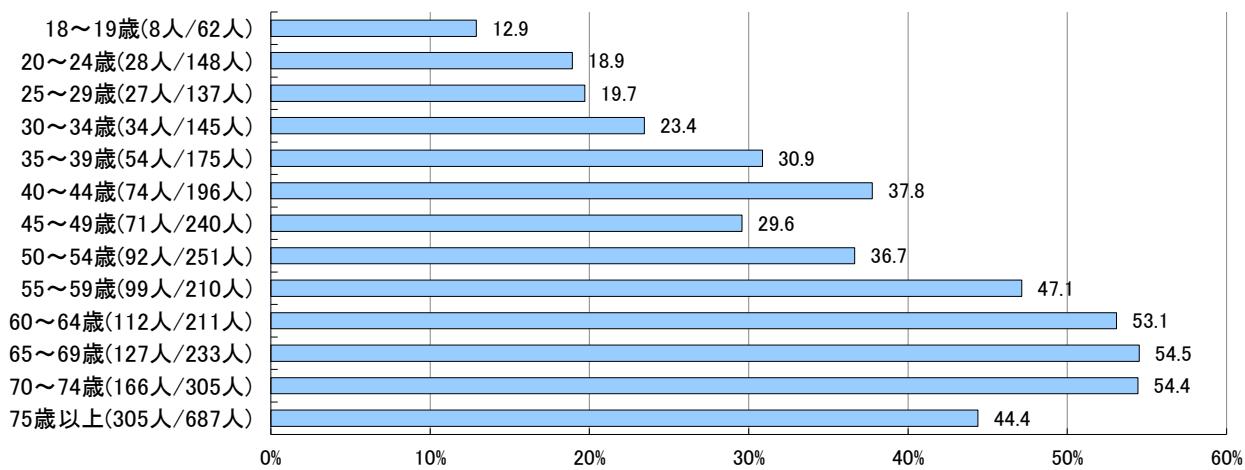
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和6年9月26日～令和6年10月18日

回収数(率)：全体1,200(40.0%)、男性538(35.9%)、女性649(43.3%)、不明13

3 年齢別の回収率



「男女間における暴力に関する調査」（令和6年度調査）

1 趣 旨

配偶者暴力対策等の施策推進の基礎資料とするため、男女間の暴力に関する県民の認識、被害の経験の態様、程度及び潜在化の程度、理由を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

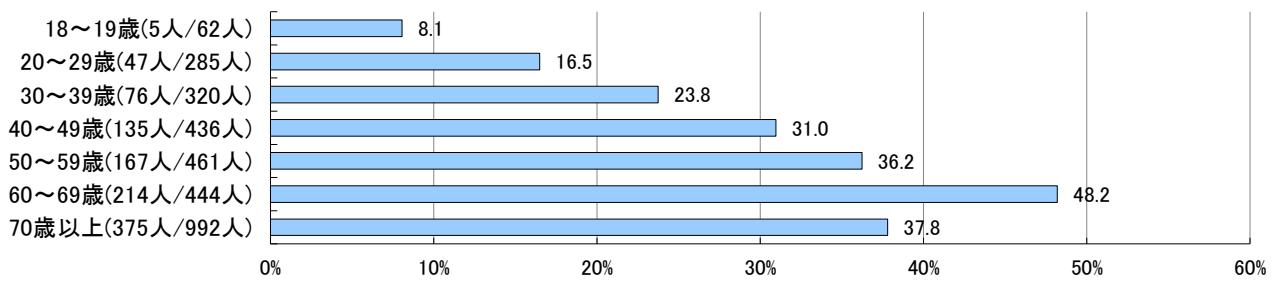
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和6年9月26日～令和6年10月18日

回収数(率)：全体1,027(34.2%)、男性426(28.4%)、女性586(39.1%)、不明15

3 年齢別の回収率



第3章 第6次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うとともに、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、多様な生き方を選択することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち未来維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大いな柱とするよう、「3つの基本目標」及び「8の重点項目」の体系により、「施策の基本方向(基本目標)」及び「取り組むべき課題(重点項目)」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会の動向の勘案

3 計画における3つの基本目標の考え方

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるために重要です。

そのためには、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策や介護サービスの充実、地域活動への参画などを促進することが必要です。

また、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組を進めています。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し多様な生き方を選択することができる社会です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況です。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進し、行動の変革につなげていきます。

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重され、安全にかつ安心して暮らせることが重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶のための取組を推進します。

また、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、安全に安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

さらに、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身及びその健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

4 施策体系

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- A ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備【※】
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【※】
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【※】
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【※】

重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大【※】
- B 行政等における女性の参画拡大【※】
- C 様々な分野における女性の参画拡大【※】

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進【※】
- B 農山漁村における男女共同参画の推進【※】
- C 防災における男女共同参画の推進【※】

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

- A 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- B 人権を尊重した取組の推進
- C 家庭における男女共同参画の推進【※】

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目6 あらゆる暴力の根絶

- A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり【◆】【★】
- B DV対策の推進【◆】【★】
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援【◆】【★】
- D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進【◆】【★】

重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- A 困難な問題を抱える女性への支援【◆】【★】
- B ひとり親家庭等に対する支援【※】【★】
- C 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備【★】

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康づくりの推進
- B 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

【※】は女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

【◆】はDV防止法に基づく都道府県基本計画

【★】は女性支援新法に基づく都道府県基本計画

第4章 計画の重点項目

基本目標I 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

【現状と課題】

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、女性も男性もすべての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に發揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意義を持っています。

出産や育児等の理由から、30代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進んでいくものの、女性の正規雇用比率は、男性と比較して大きく下回っており、女性の就業は、育児や介護をはじめとしたライフイベントに際し、両立のしづらさやキャリア形成が困難となる状況がみられます。また、男性の育児休業取得率は向上してきていますが、男性の取得率は女性を大きく下回っています。

このため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、男性の育児休業取得率の向上をはじめとした仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進するとともに、共育が当たり前となるよう取り組むことが必要です。

また、女性も男性も働くことを希望する全ての人が、仕事と育児・介護の両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスキリング機会を得ながら、その能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことが重要です。

さらに、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少が続くことが予想されるため、デジタル技術を活用した生産性や利便性の向上により、持続可能な産業・社会を形成していくとともに、働くことを希望する人々のライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図ることが必要です。

【施策の展開方向】

A ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、ライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方の実現に向けた就業環境の整備を推進します。

【具体的施策】

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、「やまぐち働き方改革支援センター」によるアウトソーシング支援や中小企業労働相談員による事業所訪問等による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革につなげていきます。
- ② 長時間労働や年次有給休暇に対する労使の意識改革を促し、仕事と家庭生活・地域活動とのバランスのとれた働き方の実現や男性が子育てに参加しやすい環境づくりを進め

るため、山口労働局などの関係機関・団体等と連携し、セミナーの開催や啓発資料の作成・配布などにより、長時間労働の縮減や年次有給休暇の取得の促進を図ります。

- ③ 働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組む「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定や、優良企業の表彰を通じ、企業の自主的な取組を支援します。
 - ④ 「やまぐち健康経営企業認定制度」を通じ、健康経営に取り組む企業が社会的に認識され評価される環境整備を進めることで、働く世代の健康増進の促進を図ります。
 - ⑤ 育児・介護休業、短時間正社員制度など仕事と家庭生活の両立支援制度の定着を図るため、山口労働局等の関係機関・団体等と連携し、事業者への普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。
- また、育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図ります。
- ⑥ 「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」の推進や、必要な資金の融資、補助金等により、男性・女性とも希望どおり育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を支援します。
 - ⑦ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。
 - ⑧ 仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。
 - ⑨ 事業所におけるワーク・ライフ・バランス等の主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する出前講座を実施します。

【施策の展開方向】

B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援策や保育・介護サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動推進の取組を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- ② やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ③ 「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築す

る「やまぐち版ネウボラ」の推進により、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備します。

- ④ 市町における保育の受け皿整備のために必要な支援を行うとともに、新規卒業者の確保、潜在保育士の再就職支援、保育士の待遇改善などにより、保育士の人材確保を図ります。
- ⑤ 子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ⑥ 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した預かり保育等、子育て支援の充実を図るとともに、特別な支援が必要な幼児を受け入れている幼稚園に対して支援を行います。
- ⑦ 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、18時半以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援等により、受入体制の確保・充実を図ります。
- ⑧ 幼児教育・保育の無償化や乳幼児を抱える家庭に対して医療費の助成等を行うとともに、児童生徒期の子どもをもつ家庭における教育費等の経済的負担に対する支援の充実に努めます。
- ⑨ 子どもの行事等に合わせて休暇を取得することを社会全体で応援する機運醸成を図るとともに、子どもと親と一緒に休め、親子で楽しめる環境・仕組みづくりを推進します。
- ⑩ 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- ⑪ 「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- ⑫ 中長期的な視点に立って、質の高い福祉・介護人材の安定的な養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。

【施策の展開方向】

C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に向け、ハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進するため、関係法令等の周知啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関・団体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法等の関係法令や各種制度の周知、男女間の賃金格差の解消に向けた啓発活動に努めます。【労働政策課】
- ② セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント等に関する雇用管理の改善を図るため、山口労働局等の関係機関・団

体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図ります。

- ③ 配置・昇進等における差別的取扱や各種ハラスメントなど、職場の問題に対応するため、中小企業労働相談員の配置や「労働ほっとライン」の設置等により、相談体制の充実に努めます。

【施策の展開方向】

D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

テレワークなどの多様で柔軟な働き方や、女性が継続して働き能力を発揮できるよう、職場環境の整備や女性の職域拡大などを促進するとともに、いったん離職した女性等に対する相談、情報提供、職業訓練、デジタルスキルの習得支援など、就業への支援を行います。

また、女性の起業・創業の活性化、事業承継の支援、創業後の成長支援などにより、多様なニーズに応じたデジタル人材の育成、創業支援体制の整備・充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ② テレワークなど時間や場所にとらわれない多様な働き方や、デジタル技術の活用により可能となる働き方の導入を支援します。
- ③ テレワークや子連れ出勤に係る環境整備、育休からの職場復帰の支援など、企業等の育休取得促進や共育で職場環境づくりを支援します。
- ④ 山口しごとセンターを中心に、未就業の女性やシニア、障害者の多様なニーズに応じた就業機会を創出するとともに、企業に対して働きやすい職場環境整備等の支援を行い、女性やシニア、障害者の希望に応じた就業を促進します。
- ⑤ 産学公により設置した「山口女性デジタル人材育成コンソーシアム」の下で、未就業の女性に対し、企業個々のニーズに対応したデジタルスキル習得支援と女性の能力や希望に応じた就業支援を一体的に実施します。
- ⑥ 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。
- ⑦ 若年離職者・フリーター等の再就職を支援し、職業的自立を促進するため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリングを中心とした相談から情報提供、能力開発、職業紹介までのサービスをワンストップで提供するなど、一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

- ⑧ 非正規雇用者の処遇改善に向け、山口労働局等と連携しながら、中小企業労働相談員による事業所訪問などを通じ、関係法令の周知や、有期労働契約から無期労働契約への転換制度や、パートタイム労働者から正社員への転換制度の普及を促進します。
- ⑨ 医療・福祉分野などの有資格者等に対する職業紹介、情報提供等の充実、職場環境の整備について、関係団体等と連携して取り組みます。
- ⑩ 若者や女性の県内建設業への入職・定着の促進を図るため、建設産業の魅力発信や県内建設企業とのマッチングの支援、若手就業者の定着支援を行うとともに、建設産業に特化した新たな働き方の取組を推進します。
- ⑪ 創業と事業承継の一体的支援体制の整備や、創業意欲のある者を対象としたセミナー等の開催、低利融資制度などによる、創業支援策の充実や事業承継の促進に努めるとともに、創業支援コーディネーターを配置し、創業後の伴走・定着までを総合的に支援します。
- ⑫ 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。
- ⑬ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナーへの支援に取り組みます。
- ⑭ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業・成長を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。

【計画の目標指標】

項目	現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で 23.8%	R6	増加させる	R11
25歳から44歳までの働く女性の割合	80.8%	R4	86.0%	R12
年間総実労働時間(5人以上事務所)	1,638時間	R6	1,630時間	R12
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数	125社	R6	150社	R12
★ 「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	R5	3,025社	R12
育児休業取得率（男性）	31.0%	R4	85.0%	R12
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数	882事業者	R6	1,080事業者	R11
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人	14.7%	R6	増加させる	R11
まちかどネウボラ認定数	100か所	R6	110か所	R11
保育所等利用待機児童数	9人	R7	0人	R11
延長保育実施箇所数	275か所	R6	293か所	R11
病児保育を実施している施設数	35か所	R6	42か所	R11
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.6%	R6	100%	R11
放課後児童クラブ待機児童数	294人	R7	0人	R11
★ テレワーク導入企業の割合	14.6%	R2	32.5%	R12
関係支援機関の支援による女性の創業数	112件	R6	440件	R11

★新規項目

重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画し、女性の参画拡大が継続的に進展することは、様々な視点が確保され、全ての人が生きがいを感じるとともに、多様性が尊重される社会の実現に向けて不可欠なものです。

労働力人口総数に占める女性の割合は4割を超えるものの、県や市町の審議会等委員や管理職、事業所・団体の管理職に占める女性の割合は未だに低い水準にとどまっており、政策や方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況です。

令和6(2024)年度に山口県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由として最も多かったのは、「男性優位の組織運営」であり、女性の参画を進めていくためには、行政をはじめ、事業者、団体等がポジティブ・アクションを積極的に推進していく必要があります。

また、女性も自ら意欲や能力を高め社会で活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

A 事業者等における女性の参画拡大

経営者等の意識改革や女性リーダーの育成支援などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進します。

【具体的施策】

- ① 女性管理職への登用促進に向け、事業者、団体に対し、協力要請や自主的な取組に向けた情報提供等の支援を行うとともに、女性管理職等へ職業生活上の課題解決に向けた助言や相談支援を行います。
- ② 事業者・団体における女性の登用を促進するため、経済団体をはじめ関係機関・団体と連携して、女性に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に取り組みます。
- ③ 産学公の代表者等で構成する「やまぐち女性活躍応援団」による、女性活躍の取組の普及・拡大や支援などにより、経営者の女性活躍に向けた意識改革と事業者における女性活躍推進を図ります。また、「やまぐち女性活躍応援団」を通じて、地域で活躍する女性管理職や女性研究者・女性技術者等のロールモデルを示し、女性活躍に対する県民の理解と関心を高めます。
- ④ 女性の能力発揮に向けた、事業者の自主的な取組を促進する「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の推進や必要な資金の融資等により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施による女性が活躍できる雇用環境の整備を促進します。
- ⑤ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・ア

クションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。

- ⑥ 女性の活躍に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。

【施策の展開方向】

B 行政等における女性の参画拡大

県や市町の女性職員の採用・登用拡大や職域拡大の推進、政策・方針決定過程における女性参画の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進するとともに、政治分野における女性の参画に向けた気運醸成を図ります。

【具体的施策】

- ① 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、県の女性職員・教職員や女性警察官・女性警察職員の役付職への登用、特に課長相当職以上の管理職への登用や職域拡大に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組みます。また、代替職員の確保等による育児休業、介護休業等の取得促進や、業務マネジメントの強化、業務効率化等による時間外勤務の縮減など、仕事と生活の両立に向けた職場環境の整備を進めます。
- ② 県の審議会等委員への女性の参画について、引き続き積極的に取組を進めます。
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、市町の女性職員の登用や職域拡大が図られ、また、審議会等委員への女性の参画が促進されるよう、情報提供などの支援や助言を行います。
- ④ 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図る啓発を行います。

【施策の展開方向】

C 様々な分野における女性の参画拡大

就職や起業・創業、キャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進します。

【具体的施策】

- ① 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、職業能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。
- ② 産学公により設置した「山口女性デジタル人材育成コンソーシアム」の下で、未就業

の女性に対し、プログラミング等のデジタルスキルを習得する講座やインターンシップを実施し、女性の就業や待遇改善を支援します。

- ③ 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。
- ④ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に取り組みます。
- ⑤ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業・成長を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- ⑥ 出産等により一時的に離職した女性医師の復職を促進するとともに、女性医師のライフサイクルに応じたキャリア形成等を支援します。
- ⑦ 様々な分野でチャレンジし、地域で活躍する女性等の功績を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍に対する県民の理解と関心を高めます。

【計画の目標指標】

項目	現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 〔平等を感じる人の割合〕	政治活動の中で 15.8%	R6	増加させる	R11
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	33.7%	R5	40%	R11
事業所の部長相当職に占める女性の割合	10.6%	R5	15%	R11
事業所の課長相当職に占める女性の割合	14.5%	R5	20%	R11
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数	318事業者	R6	520事業者	R11
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)	882事業者	R6	1,080事業者	R11
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合	16.8%	R7	18%	R8
県の審議会等委員の女性割合	44.8%	R6	現状の水準を維持	R12
市町の審議会等委員の女性割合	30.5%	R6	40%	R12
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)	112件	R6	440件	R11

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口の流出や少子高齢化、単身世帯の増加等により、多様化する地域の課題やニーズに対応し、活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画することで、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要があります。

農山漁村においては、女性は担い手の約4割を占めており、農林水産業の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。このため、女性が働きやすく暮らしやすい環境を整備するとともに、女性が地域の農林水産業の方針策定・決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要です。

また、災害は、全ての人の生活を突如として脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、その影響をより少なくしていくためには、平常時から、防災分野における方針決定過程及び災害対応の現場への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく必要があります。

【施策の展開方向】

A 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が發揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 性別や年齢にかかわらず、多様な住民の地域活動への参画を促進するとともに、その活動に男女共同参画の視点が反映できるよう啓発活動を進めます。
- ② 地域におけるボランティア活動やNPO活動などの支援を行うとともに、情報提供や相談事業の実施、若い世代の人材育成等による県民活動の裾野の拡大と参加しやすい環境づくりを促進します。
- ③ 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進するとともに、女性リーダーの養成を支援します。
- ④ 自治会やPTAなど、地域における多様な意思決定の場への女性の参画を促進します。
- ⑤ 地域で活躍する女性や、男女共同参画社会の実現に向け功績のあった男女を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍の推進や活動の活発化等を図ります。
- ⑥ 気候変動をはじめとする環境問題への対応にあたっては、持続可能な社会への実現に向けた国際的な潮流を踏まえ、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

を図っていくとともに、環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供などに取り組みます。

【施策の展開方向】

B 農山漁村における男女共同参画の推進

豊かで魅力ある持続可能な農山漁村の実現のため、重要な担い手である女性が、能力を十分に發揮し、活躍できるよう、学習機会の提供や就業環境の整備に取り組み、女性の農林漁業経営等への参画を促進し、地域の方針策定へ参画する女性リーダー及び若手女性農林漁業者の育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 女性の持つ多彩な能力等の発揮による農林漁業経営等への参画を促進するため、技術及び知識の学習機会の確保や、世代や分野を超えたネットワークの形成等を支援し、生産や地域活動を牽引する女性リーダー及び「やまぐち農林漁業ステキ女子」など経営発展に取り組む若手女性農林漁業者の育成を図ります。
- ② 女性も経営に参画し、魅力ある農林水産業を実現できるよう、経営発展に向けた取組や起業活動等を支援するとともに、女性の就業促進や継続的な雇用に向け、家族経営協定締結や一般事業主行動計画策定等による就業条件の明確化や、作業負担軽減・効率化のためのデジタル化やIT技術の活用等を推進し、女性が働きやすい環境整備等を促進します。
- ③ 農林水産業の発展、地域の活性化に向けて、持続可能な生産や地域の体制づくり等を支援し、農林水産業等の理解醸成のための活動や魅力発信などを通じて、女性の活躍を推進します。また、女性活躍への周囲の理解促進や、女性登用に向けた組織・団体の意思決定層等への意識啓発を図り、地域の方針策定・決定過程への女性参画を促進します。

【施策の展開方向】

C 防災における男女共同参画の推進

平常時の備え、避難所など様々な場面において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、防災分野における女性の参画を促すとともに、男女のニーズの違いや女性の視点の重要性などの周知啓発を行います。

【具体的施策】

- ① 防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画に取り組むとともに、市町や住民に対し、男女共同参画の視点からの防災対策について周知・啓発を行います。
- ② 地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成等に取り組むとともに、女性の参画の促進に努めます。

- ③ 地域における消防防災活動の中核を担う消防団について、女性消防団員の入団を推進します。
- ④ 「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」に基づき、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した避難所運営を促進します。

【計画の目標指標】

項目		現状値	目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で	41.2%	R6	増加させる
自治会長に占める女性の割合		10.8%	R6	15%
★やまぐち農林漁業ステキ女子数		77人	R6	140人
★農業委員に占める女性の割合		20.2%	R6	22%
消防団員に占める女性の割合		5.3%	R7	増加させる

★新規項目

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識などにとらわれずに、主体的に多様な選択による、自分らしい生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

男女共同参画を推進する様々な取組が進められ、法制度の整備等も進んではきているものの、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にあり、背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中で形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

子どもをはじめ様々な世代に対して、固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また押し付けないよう、男女共同参画への理解を深め、意識改革を進めるとともに、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を図っていくことが重要です。

また、意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向があるものの、6歳未満の子どもを持つ女性の家事・育児関連時間は、男性の時間の約5倍という調査結果もあり、男女が共に家事・育児・介護の責任を分かち合える社会に向けて更なる取組を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

A 県民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画の必要性について、県民一人ひとりが認識し、理解できるよう、きめ細やかで分かりやすい意識啓発や広報活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 本県が目指す男女共同参画社会の将来像やその意義を示した普及啓発資料を作成し、啓発活動を進めます。
- ② 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、講演会・講座等の開催や多様な広報媒体の活用による普及啓発に取り組むとともに、SNSを活用した男女共同参画等に関する情報の発信を行います。
- ③ 男女共同参画に関する県民意識の醸成に向け、幅広い層への普及啓発を県民活動団体等と連携して実施します。
- ④ 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的な性別役割分担意識などに関する県民の意識や考え方についての調査を定期的に実施し、その動向を把握します。また、これを県民に広く公表するとともに、施策推進の基礎資料として活用します。

【施策の展開方向】

B 人権を尊重した取組の推進

すべての人が互いの人権を尊重するような教育・啓発を推進するとともに、様々なメディア等による情報発信が人権に配慮し、適切な表現となるよう促します。

【具体的施策】

- ① 県民一人ひとりが、基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、教育や啓発活動を推進します。
- ② メディアに対して、表現の自由を尊重しつつ、固定的な性別役割分担意識を助長する表現、子ども・女性への暴力や性を商品化する表現を自粛するよう、自主的取組を促します。
- ③ 県の刊行物等の作成において、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

【施策の展開方向】

C 家庭における男女共同参画の推進

家庭内における固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男女が共に家事・育児・介護等を分かち合うライフスタイルを促進します。

【具体的施策】

- ① 男性の働き方や暮らし方を見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男女の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- ② 新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳」や「家事ハウツー集」を配布するとともに、県民から募集した共家事・共育児の好事例を元に制作した啓発コンテンツをSNS等を活用して効果的に発信することにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性の家事・育児参画を促進します。
- ③ 夫婦で上手に家事・育児を分担して子育てを楽しんでいる家庭「“とも×いく”ファミリー」の表彰や、男性の積極的な家事・育児への参加を促すイベント等での「妊婦体験ジャケット」の活用や「お父さんの育児手帳」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ります。
- ④ 父親の家庭教育への参画を促進し、県青少年育成県民会議と連携し、家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動を推進します。

【計画の目標指標】

項目	現状値	目標値	目標年度		
「男女共同参画社会」という用語の周知度	67.0%	R6	増加させる	R11	
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	社会全体として	18.0%	R6	増加させる	R11
	家庭生活の中で	33.6%	R6	増加させる	R11
	社会通念・慣習・しきたりなどで	14.5%	R6	増加させる	R11
	法律や制度の面で	33.9%	R6	増加させる	R11
固定的な性別役割分担意識の改革 〔「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する者の割合〕	27.0%	R6	減少させる	R11	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分	R3	増加させる	R11	

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するため、様々な機会を通じ、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

子どもの頃から、その発達段階に応じた人権の尊重、男女平等感の育成等を図るために、教職員などの男女共同参画への理解を促進し、学校教育において男女平等の理念を推進できるよう研修などを実施します。また、例えば「女性は理工系の進学には向いていない」といった性別による職業観や進学観にとらわれず、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成を図るキャリア教育を推進します。

男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」など国際社会における様々な取組と密接に関係していることから、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」等の国際的な潮流も踏まえる必要があります。

特に、日本は、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」によると、国際比較において男女格差が大きいとされ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向を把握し、本県における男女共同参画の推進に生かす必要があります。

男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力を促進し、国際感覚を備えた人材の育成や外国人と県民との交流により、国籍や民族を超えて相互に理解し合えるよう、交流活動への協力・支援を行うことが必要です。

【施策の展開方向】

A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域社会において、行政、関係団体が連携し、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

【具体的施策】

- ① 家庭、学校、職場、地域社会において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- ② 中学校や高等学校内に乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば」の開設やライフデザインセミナー等の開催を支援し、早い時期から乳幼児親子と触れ合う機会を創出することで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。
- ③ 教職員を対象とした研修の実施により、男女共同参画の理念の理解促進や、男女共同参画意識の向上に努めます。
- ④ 子どもたち一人ひとりが自らの生き方を考え、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。その中で、教育DXの推進やグローバル教育の充実、STEAM教育や理数教育の充実を通

じた新たな価値を創造できる人材の育成に努めるとともに、進路指導に当たっては、児童生徒が性差や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

【施策の展開方向】

B 國際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

国際交流や国際協力をを行う団体への支援等を通じて県民の国際理解を促進するとともに、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材を育成します。

【具体的施策】

- ① 国際教育や語学教育等を通じて、県民の国際理解の促進に努めるとともに、国際感覚を備えた人材を育成します。
- ② 外国人と県民が交流を行い相互に理解し合えるように、国際交流活動を行うボランティアの育成や国際交流団体の活動へ支援を行います。
- ③ 国際交流や国際協力活動を活発に展開するため、市町、民間等との連携を密にし、国際関連情報の提供、県民の意識啓発、国際理解の促進に努めます。
- ④ やまぐち外国人総合相談センターにおいて、生活、雇用、出産・子育て・子どもの教育等について、外国人住民等への情報提供や相談、支援を行います。
- ⑤ 「女子差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」、持続可能な開発目標（SDGs）など、男女共同参画に関わりのある国際規範・基準等の周知・浸透を図るため、普及啓発の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項目	現状値	目標値	目標年度
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	学校教育の場で 57.0%	R6 増加させる	R11
「学校内子育てひろば」の設置校数	64校	R6 81校	R11
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,399人	R6 1,844人	R12

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目 6 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成に努めていくことが必要です。

DVについては、配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談体制の整備・充実や被害者の保護、自立支援などに取り組んでいます。

また、性犯罪・性暴力については、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画相談センターに開設し、24時間365日体制で、被害者への支援を行っています。

近年、DV及び性暴力被害に関する相談件数は増加傾向にあり、令和6(2024)年度に山口県が実施した、「男女間における暴力に関する調査」によると、DVは約4人に1人が、性暴力は女性の約3人に1人が被害経験があると回答しており、そのうちDVは約6割、性暴力は約5割の被害者が被害をどこ(だれ)にも相談していません。また、性犯罪・性暴力の被害にあった時期は、20歳代が最も多く、次いで18~19歳と若年層に集中しています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図るため、普及啓発や人権尊重の意識を高める教育の充実などの取組を進めるとともに、被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう相談窓口の更なる周知を実施し、被害者が安心して相談できる体制づくりを通じて、被害の潜在化を防ぐ必要があります。

また、デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、これらを経由した被害が若年層を中心に増加していることから、若年層に向けた予防啓発を更に推進する必要があります。

【施策の展開方向】

A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、あらゆる暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識を醸成するため、教育や啓発活動を進めます。
- ② 若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進します。
- ③ インターネットに潜む危険について伝え、コミュニティサイトやSNS等を通じた暴

力被害の当事者にならないための啓発や児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を行います。

- ④ 子ども・女性に対する暴力や性の商品化に対応するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の周知や「山口県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全育成に努めます。

【施策の展開方向】

B DV対策の推進

D Vを許さない社会の実現に向けて、市町、関係機関・団体等と連携・協働し、被害者が迷わず相談できる相談体制の整備・充実を図るとともに、被害者の保護・自立に向けた支援の充実・強化を図っていきます。

【具体的施策】

- ① 県男女共同参画相談センターを中心として、住民に身近な市町、関係機関・団体等と連携し、地域における見守りから相談、保護、自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。
- ② DV被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口や、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知に取り組みます。また、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為について広く啓発し、DVが潜在化しないよう努めます。
- ③ 警察本部及び各警察署において、休日・夜間を問わず、被害者からの相談を受け付け、被害者のニーズに応じて女性警察官による対応を行うとともに、DV防止法に基づき、被害者からの援助の申し出があった場合は、関係機関と連携して、避難その他の措置の教示等を行います。
- ④ 被害者が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係機関と連携した相談体制の整備などを働きかけるとともに、市町基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置が図られるよう情報提供を行います。
- ⑤ 多様な被害者が安心して相談できるよう、相談職員等の専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施するとともに、市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センターの職員や相談員をアドバイザーとして派遣し、助言・指導等を行うなど、相談体制の整備・充実に向けた取組を進めます。
- ⑥ 県男女共同参画相談センターの相談職員が一人で問題を抱え込むことがないよう、事例検討会等を開催するとともに、臨床心理士等への相談など配慮を行います。
- ⑦ DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、被害者を発見した場合の通報の意義や必要性、通報先等について、広く啓発を行うとともに、市町、警察、関係機関等と協力のもと被害者等の安全確保に取り組みます。

- ⑧ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの援助や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。
- ⑨ 被害者や同伴家族の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、相談支援や心のケアを行うとともに、保護体制の整備・充実を図ります。
- ⑩ 市町等の関係機関に対し、区域外就学の弾力的な運用や保育所への優先入所等の協力要請を行うとともに、児童相談所や精神保健福祉センター等と連携・協力し、被害者とその子どもの保護や面前DVがある家庭の子どもの心のケアの充実に努めます。
- ⑪ 加害者からの追及を逃れるため、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合もあることから、県域を超えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。
- ⑫ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援に取り組むとともに、被害者の安全確保を図るため、市町、関係機関等に対して個人情報の管理の強化・徹底を図ります。
- ⑬ 刑事事件として立てできる場合は、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。
- ⑭ 交際相手からの暴力に関するもの、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援に取り組みます。また、市町をはじめ学校や関係機関が、交際相手からの暴力の問題に取り組めるよう、指導用マニュアル等を活用した予防のための取組を進めます。
- ⑮ 山口県困難女性及びDV被害者等支援調整会議を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、会議の機能強化に取り組みます。また市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報等を共有し、連携を図ります。
- ⑯ 地域において被害者の保護などの支援活動を行っている民間団体等の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援等を推進します。
- ⑰ 本県のDVの現状や県民のDVに関する認識等について調査を定期的に実施し、広く情報提供を行うとともに、加害者の更生のための指導方法について、国における調査研究の把握、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

【施策の展開方向】

C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援

性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することにより、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図ります。

【具体的施策】

- ① 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。
- ② 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。
- ③ 性暴力被害者が迷わず相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者の相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知に努めます。
- ④ 相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。
- ⑤ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮番号「#8103（ハートさん）」の広報や事情聴取等への女性警察官の配置を行うとともに、被害者の心の傷の回復を支援するため、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。
- ⑥ 学校と連携し、児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知を通じ、子どもや若年層の相談支援につなげます。
- ⑦ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

【施策の展開方向】

D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取締りの強化、被害者の支援を行うとともに、学校、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のための啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① ストーカー行為、売買春、人身取引の根絶に向け、啓発活動や取締りの強化を進めるとともに、山口県被害者支援連絡協議会等と連携し、被害者支援の充実・強化に努めます。
- ② 学校、職場等のあらゆる場における各種ハラスメントを防止するため、山口労働局等の関係機関・団体と連携しながら、関係法令の啓発活動や相談体制の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項目		現状値	目標値	目標年度
★ 配偶者暴力に関する市町基本計画を策定している市町数		17市町	R7	19市町
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合]	平手で打つ	76.2%	R6	100%
	なぐるふりをして、おどす	61.5%	R6	100%
	いやがっているのに性的な行為を強要する	84.8%	R6	100%
	大声でどなる	45.7%	R6	100%
★ 県男女共同参画相談センターの認知度		23.5%	R6	50%
★ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度		9.7%	R6	50%
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		64.8%	R6	30%以下
★ 性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		48.6%	R6	30%以下

★新規項目

重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

人口減少や少子高齢化、雇用・就業構造等が変化する中、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯が増加し、不安定な雇用や収入格差による生活困窮、社会的孤立などの困難が幅広い層へ広がりをみせています。

特に女性をめぐる課題は、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係の破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によってこれらが顕在化したことから、こうした困難な問題を抱える女性への支援は重要です。

また、ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要です。

さらに、本県は全国に比べて高齢化が早く進行しており、生涯にわたり、住み慣れた家庭地域で、健康で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要です。

年齢や性別、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが安心して自分らしく生活できるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、県民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、生活や就業について支援する必要があります。

【施策の展開方向】

A 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行います。

【具体的施策】

- ① 県男女共同参画相談センターに、「女性相談支援センター」、「配偶者暴力相談支援センター」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の機能を付与し、男女共同参画相談員兼女性相談支援員を配置し、相談者の意思を尊重しながら、市町や関係機関、民間団体等と連携して、女性が必要とする支援に適切につなげるとともに、女性の立場に立った利用しやすい相談等の対応を行います。
- ② 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設に、生活支援員、看護師、心理職、アフターケア支援員、嘱託医等を配置し、市町や警察等と連携して、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うとともに、心理的アセスメントに基づいた適切な相談支援等による被害回復に向けた支援や、地域で自立して生活できるよう、医学的・心理的支援、生活支援、就労支援等を実施します。また、一時保護中の女性に同伴する子どもに対して保育支援や学習支援を行います。

- ③ 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用して、SNSやメールによる多様な形態での相談機会を提供するとともに、訪問面談や同行支援等によるアウトリーチ支援や、若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回を実施するなど、困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。また、自分の気持ちや悩みを話し交流する相談カフェの実施やステップハウスの運営等、女性に寄り添ったきめ細やかな支援に協働して取り組みます。
- ④ 県男女共同参画相談センターを退所した女性が孤独・孤立の状況に陥らないよう、専門職員が訪問や電話による相談支援を行い、地域において安心して生活することができるよう支援します。
- ⑤ 県や市町の女性支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シェルター等の関係機関・団体で構成する支援調整会議を設置し、支援関係者の連携強化を図り、支援施策や実施状況の共有を図るとともに、個別ケースの支援方針の検討にあたっては、必要に応じて、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにします。
- ⑥ 一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」（DV）や「#8891（はやくワンストップ）」（性暴力）、「#8103（ハートさん）」（性犯罪）の周知に努めます。
- ⑦ 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象として研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次被害の防止、個人情報保護の徹底等を図ります。

【施策の展開方向】

B ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭等に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行います。

【具体的施策】

- ① 母子・父子自立支援員の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ② ひとり親家庭に対し、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の開催による子育て支援や、家庭生活支援員の派遣等による家事、介護、育児サービス等の支援に取り組みます。
- ③ ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子どもに対し、学習支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供を行うことができる居場所づくりを推進します。
- ④ 家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「こども食堂」が、県内各地に広がるよう、コーディネーターとの連携の下、こども食堂の開設を支援します。

- ⑤ ひとり親家庭に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供を行います。あわせて、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ⑥ ひとり親家庭等の経済的自立に向けた母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用促進や、ひとり親家庭の父、母及び児童の医療費の自己負担助成などにより、経済的な支援を行います。

【施策の展開方向】

C 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が豊かな知識や経験、技能等を活かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進するとともに、医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

また、障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境づくりに向けて、障害福祉サービス等の充実や、障害のある人の社会的・経済的自立を支援するとともに、障害への理解や相互交流の促進に取り組みます。

さらに、L G B T 等の性的マイノリティの方々の生きづらさを軽減し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めるため、性の多様性の理解増進に向けた普及啓発や相談体制の充実等に取り組みます。

【具体的施策】

- ① 高齢者が自らの意欲や知識・経験に応じて、男女が共に活躍できるよう、ボランティア・N P O活動や趣味、スポーツなど、多様な社会参加を促進します。
- ② 高齢者がその意欲と能力に応じて健康で働き続けることができるよう、働きやすい職場環境づくりや、多様な就業機会の確保を進めます。
- ③ 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- ④ 「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- ⑤ 中長期的な視点に立って、質の高い福祉・介護人材の安定的な養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。
- ⑥ 障害のある人が希望する地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援体制の整備や生活支援サービス等の充実を図ります。
- ⑦ 障害のある人が地域社会で自立して生活し、生活の質を高めるため、就労支援や雇用の促進、療育・教育の充実、障害者スポーツ・文化芸術活動の振興を図ります。
- ⑧ 障害のある人への理解の促進等により、心理的、物理的な様々な社会的障壁を取り除

き、住みよい地域づくりを進めます。

- ⑨ 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度の実施や当事者が抱える悩みや不安が相談できる体制の充実など、安心して暮らせる環境の整備を進めます。
- ⑩ 学校において、児童生徒の発達の段階に即して、L G B Tをはじめとした性的マイノリティに係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細かな対応の実施や教育の推進に努めます。

【計画の目標指標】

項目	現状値	目標値	目標年度
★ 困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画を策定している市町数	3市町	R7	13市町
★ 女性相談支援員を設置している市町数	10市	R7	19市町
★ 支援調整会議を設置している市町数	なし	R7	13市町
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	13市町	R6	増加させる
「子ども食堂」箇所数	202か所	R6	230か所
65歳から69歳までの働く男女の割合	51.0%	R4	59.8%
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の参加率	5.9%	R5	8.0%以上
地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数（累計）	189クラブ	R6	300クラブ
民間企業における障害者実雇用率	2.77%	R6	3.00%
★ 障害者スポーツ教室参加者数	453人	R4	増加させる
★ 障害者スポーツ指導者養成数	1,043人	R4	1,288人
あいサポート企業・団体認定数	316企業・団体	R6	400企業・団体

★新規項目

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

女性の就業者が増加する中、働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、健やかで充実した毎日を送ることができるように、女性の健康に関する知識の向上を図ることが必要です。男性についても、更年期障害や長時間労働による健康への影響も考えられるところであり、男女双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められます。

また、若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に立って、男女ともに性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要です。

さらに、男女が生涯を通じて、健やかに心豊かに生活できるよう、全てのライフステージを通じた健康づくりを推進し、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

加えて、飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、健康被害やその予防に関する正しい理解を得るよう努める必要があります。

【施策の展開方向】

A 生涯を通じた健康づくりの推進

各ライフステージの健康課題に応じ、健康づくりに向けた取組を行政、家庭、学校、職場、地域社会で推進します。

【具体的な施策】

- ① 「やまぐち健幸アプリ」等による県民に対する健康行動の促進や、「やまぐち健康経営企業認定制度」等による企業における従業員の健康増進の取組の促進など、企業・行政・関係団体等が連携した取組を推進します。
- ② 「家庭の元気応援キャンペーン」などを通じて、家庭・学校・職場・地域社会が一体となり、早寝早起きや朝食摂取など、子どもの生活習慣の形成に取り組みます。
- ③ 望ましい食習慣の定着に向けて、学校・家庭・地域が連携した組織的・計画的な食育の推進を図ります。
- ④ 思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル」や「女性健康支援センター」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ⑤ 次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、関係部局が連携して学校・家庭・地域における性に関する教育等を含む健康教育を促進します。

- ⑥ 女性特有の子宮頸がんや乳がんについて、早期発見・早期治療の必要性について普及啓発とともに、市町や保険者、関係団体等との連携強化によるがん検診の受診率向上対策を推進します。
- ⑦ 歯・口腔が有する機能について、生涯にわたって、獲得・維持・向上を図ることで、健康寿命の延伸を図る県民運動として、「健口スマイル運動」を推進します。
- ⑧ 相談者に応じた健康の維持・増進等の支援を行う山口県健康エキスパート薬剤師の育成等、産学公連携による薬学的な健康サポートを推進します。

【施策の展開方向】

B 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実や周産期医療の充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築する「やまぐち版ネウボラ」の推進や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアについて、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、SNS等も活用し、子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能の充実など、相談体制の充実を図ります。
- ② 妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ③ 安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク等を通じて、妊娠婦に優しい環境づくりを推進します。
- ④ 若い世代の男女が共に自らの生活や健康に向き合い、出産の希望を叶えるだけでなく、より健康で充実した人生を送ることにもつながるよう、若い世代への周知・啓発を図るとともに、市町・関係団体・有識者等と連携して指導者研修や保護者向け講座の開催等に取り組み、プレコンセプションケアを推進します。
- ⑤ 「不妊専門相談センター」等による、不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談体制の充実、不妊治療等に関する普及啓発や職場での不妊治療に関する正しい理解の促進を図るとともに、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ⑥ 高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター」を拠点として、「地域周産期母子医療センター」や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図るとともに、「助産師外来」や「院内助産所」の整備を支援し、助産師の一層の活躍を推進します。

【施策の展開方向】

C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。

【具体的施策】

- ① 各種広報媒体により、エイズや梅毒等の性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談対応や検査の充実、感染者・患者に対する医療の充実を図ります。
- ② 薬物乱用の有害性と乱用防止について、広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。また、飲酒・喫煙について、その健康被害に関する正確な情報の提供を、特に影響が大きい妊産婦や未成年者などを中心に行うとともに、こころの健康の支援など、地域における相談体制の整備等に取り組みます。

【計画の目標指標】

項目	現状値	目標値	目標年度	
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]	男性72.01 女性76.43	R4	延伸させる	R12
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]	男性79.92 女性84.39	R4	延伸させる	R12
健診実施率（特定健康診査）	51.2%	R4	70%	R11
がん検診受診率	子宮頸がん検診 34.9% 乳がん検診 34.8%	R4	60%	R10
★ 山口県健康エキスパート薬剤師数	255人	R4	600人	R8
「こども家庭センター」設置市町数	17市町	R7	19市町	R8
妊娠中の喫煙率	2.0%	R5	0%	R11

第5章 計画の推進

今後、本県の男女共同参画の一層の促進を図るためにには、県による率先した取組を行うとともに、市町、事業所・団体等が自主的に取り組む男女共同参画の実践活動の推進と、取組における連携・強化が非常に重要です。

このため、市町男女共同参画主管課長会議や「山口県男女共同参画推進連携会議」等を通じて、さらなる連携の強化を図っていくことが必要です。

また、県においては「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室が一体となって男女共同参画に向けた取組を推進していくことが重要です。

1 推進体制の整備・機能強化

- 男女共同参画に関する重要事項の調査・審議、施策等の建議などを行う「山口県男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画社会の形成が進むよう、努めます。
- 県における男女共同参画に関する横断組織である「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室との連携の下、男女共同参画関連施策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 社会の様々な分野の団体で構成し、女性活躍推進法に基づく協議会でもある「山口県男女共同参画推進連携会議」や「女性活躍部会」と連携を図るとともに、男女共同参画社会の推進に向け、幅広い取組を支援・推進していきます。

2 男女共同参画の計画的な推進

- 山口県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等について、年次報告として県民に広く情報提供を行い、施策の立案と進行管理を行います。
- 男女共同参画に関する県民意識や事業所の雇用管理等に関する調査を実施し、男女共同参画を取り巻く状況や実態の把握及び情報提供を行います。
- 男女共同参画相談センターを拠点として、電話・面接相談や弁護士等による専門相談を実施するほか、相談窓口職員研修会の開催等により、相談体制の整備・充実に取り組みます。
- 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、ポスター・チラシ等の掲示・配布や講演会・講座等の開催など多様な広報媒体の活用により、効果的な普及啓発に取り組みます。

3 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働

- 国、市町、事業者、関係団体等と男女共同参画の推進に関する情報共有や意見の交換を行い、連携して施策を実施します。また、国に対して必要な施策や財政措置の充実等を働きかけます。
- 市町男女共同参画主管課長会議等、会議、研修会等を開催し、市町に対し、男女共同参画の推進に向けた必要な情報の提供や、意見の交換を行うとともに、市町の主体的な取組を支援します。

- 県民活動団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行うとともに、
(公財) 山口きらめき財団と連携し、男女共同参画を推進する団体等の自主的な活動への支援に取り組みます。
- 男女共同参画や女性労働者の活躍推進に積極的に取り組む事業者・団体を認証、登録する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」を推進し、その取組内容等をホームページや事例集により幅広く紹介し、取組を支援します。

4 拠点機能の強化

- 県域における情報の収集・提供や講座・研修、広報・啓発等、様々な取組を推進するため、男女共同参画センターを設置し、各関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 各市町や民間団体によるネットワークの形成を積極的に支援します。

第6次山口県男女共同参画基本計画の目標指標一覧

項目	現状値	目標値	目標年度	所管課（室）
基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり				
重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり				
新 男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で 23.8%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課 関係各課
25歳から44歳までの働く女性の割合	80.8%	R4	86.0%	R12 労働政策課
年間総実労働時間(5人以上事務所)	1,638時間	R6	1,630時間	R12 労働政策課
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数	125社	R6	150社	R12 労働政策課
新 「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	R5	3,025社	R12 労働政策課
育児休業取得率（男性）	31.0%	R4	85.0%	R12 労働政策課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数	882事業者	R6	1,080事業者	R11 男女共同参画課
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人	14.7%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
まちかどネウボラ認定数	100か所	R6	110か所	R11 こども政策課
保育所等利用待機児童数	9人	R7	0人	R11 こども政策課
延長保育実施箇所数	275か所	R6	293か所	R11 こども政策課
病児保育を実施している施設数	35か所	R6	42か所	R11 こども政策課
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.6%	R6	100%	R11 学事文書課
放課後児童クラブ待機児童数	294人	R7	0人	R11 こども政策課
新 テレワーク導入企業の割合	14.6%	R2	32.5%	R12 労働政策課
関係支援機関の支援による女性の創業数	112件	R6	440件	R11 経営金融課
重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	政治活動の中で 15.8%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	33.7%	R5	40%	R11 男女共同参画課
事業所の部長相当職に占める女性の割合	10.6%	R5	15%	R11 男女共同参画課
事業所の課長相当職に占める女性の割合	14.5%	R5	20%	R11 男女共同参画課
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数	318事業者	R6	520事業者	R11 男女共同参画課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)	882事業者	R6	1,080事業者	R11 男女共同参画課
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合	16.8%	R7	18%	R8 人事課
県の審議会等委員の女性割合	44.8%	R6	現状の水準を維持	R12 人事課 男女共同参画課
市町の審議会等委員の女性割合	30.5%	R6	40%	R12 男女共同参画課
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)	112件	R6	440件	R11 経営金融課
重点項目3 地域における男女共同参画の推進				
新 男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で 41.2%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
自治会長に占める女性の割合	10.8%	R6	15%	R12 男女共同参画課
新 やまぐち農林漁業ステキ女子数	77人	R6	140人	R12 農林水産政策課
農業委員に占める女性の割合	20.2%	R6	22%	R12 農林水産政策課
消防団員に占める女性の割合	5.3%	R7	増加させる	R12 消防保安課
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革				
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革				
新 「男女共同参画社会」という用語の周知度	67.0%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	社会全体として 18.0%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
	家庭生活の中で 33.6%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
	社会通念・慣習・しきたりなどで 14.5%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
	法律や制度の面で 33.9%	R6	増加させる	R11 男女共同参画課
固定的な性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する者の割合]	27.0%	R6	減少させる	R11 男女共同参画課
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分	R3	増加させる	R11 こども政策課 男女共同参画課

項目		現状値		目標値	目標年度	所管課（室）		
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革								
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進								
男女の地位の平等感 [平等を感じる人の割合]	学校教育の場で	57.0%	R6	増加させる	R11	教育庁各課 男女共同参画課		
「学校内子育てひろば」の設置校数	64校	R6	81校	R11	こども政策課			
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,399人	R6	1,844人	R12	国際課 高校教育課			
基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり								
重点項目6 あらゆる暴力の根絶								
新 配偶者暴力に関する市町基本計画を策定している市町数	17市町	R7	19市町	R12	男女共同参画課			
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合]	平手で打つ	76.2%	R6	100%	R11	男女共同参画課		
	なぐるふりをして、おどす	61.5%	R6	100%	R11	男女共同参画課		
	いやがっているのに性的な行為を強要する	84.8%	R6	100%	R11	男女共同参画課		
	大声でどなる	45.7%	R6	100%	R11	男女共同参画課		
県男女共同参画相談センターの認知度	23.5%	R6	50%	R11	男女共同参画課			
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度	9.7%	R6	50%	R11	男女共同参画課			
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合	64.8%	R6	30%以下	R11	男女共同参画課			
性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合	48.6%	R6	30%以下	R11	男女共同参画課			
重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備								
新 困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画を策定している市町数	3市町	R7	13市町	R12	男女共同参画課			
新 女性相談支援員を設置している市町数	10市	R7	19市町	R12	男女共同参画課			
新 支援調整会議を設置している市町数	なし	R7	13市町	R12	男女共同参画課			
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	13市町	R6	増加させる	R11	厚政課 こども家庭課			
「子ども食堂」箇所数	202か所	R6	230か所	R11	こども家庭課			
65歳から69歳までの働く男女の割合	51.0%	R4	59.8%	R12	労働政策課			
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の参加率	5.9%	R5	8.0%以上	R8	長寿社会課			
地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数(累計)	189クラブ	R6	300クラブ	R8	長寿社会課			
民間企業における障害者実雇用率	2.77%	R6	3.00%	R12	労働政策課			
新 障害者スポーツ教室参加者数	453人	R4	増加させる	R11	障害者支援課			
新 障害者スポーツ指導者養成数	1,043人	R4	1,288人	R11	障害者支援課			
あいサポート企業・団体認定数	316企業・団体	R6	400企業・団体	R11	障害者支援課			
重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援								
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]	男性72.01 女性76.43	R4	延伸させる	R12	健康増進課			
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]	男性79.92 女性84.39	R4	延伸させる	R12	健康増進課			
健診実施率(特定健康診査)	51.2%	R4	70%	R11	健康増進課			
がん検診受診率	子宮頸がん検診	34.9%	R4	60%	R10	医療政策課		
	乳がん検診	34.8%	R4	60%	R10	医療政策課		
新 山口県健康エキスパート薬剤師数	255人	R4	600人	R8	薬務課			
「こども家庭センター」設置市町数	17市町	R7	19市町	R8	こども家庭課			
妊娠中の喫煙率	2.0%	R5	0%	R11	こども政策課			